

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）	（抄）	（第一条関係）
【令和五年四月一日施行】		12
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）	（抄）	（第二条関係）
【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	25	
児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）（抄）（第四条関係）		
【令和五年四月一日・令和五年十月一日施行】	35	
児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）（抄）（第五条関係）		
【令和六年四月一日施行】	42	
児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）（抄）（第六条関係）		
【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	55	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）（抄）（第八条関係）		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）（抄）（第七条関係）		
【公布の日・令和五年四月一日施行】	62	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）（抄）（第九条関係）		
【令和六年四月一日・令和六年四月一日施行】	71	
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）（第十条関係）		
【令和五年四月一日・令和六年四月一日施行】	98	
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）（第十条関係）		
【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	108	
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）（抄）（第十二条関係）		
【令和五年十月一日施行】	110	
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）（抄）（第十三条関係）		
【令和六年四月一日施行】	113	
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）（第十四条関係）		
【令和五年四月一日・公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	121	





○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）

【令和五年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

		現 行	改 正 案	（定義）
第四条	この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。	この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾患であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。	この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾患であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。	（定義）
第五条	（略）	（略）	（略）	（略）
20	この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第七項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であつて主務省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移	この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第六項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であつて主務省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移	この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第六項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であつて主務省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移	（定義）

行するための活動に関する相談その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

21  
28  
（略）

（介護給付費等の支給決定）

第十九条  
（略）

3 前項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設に入所している障害者、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に入所している障害者、介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設（以下この項及び次項において「介護保険特定施設」という。）に入居し、又は同条第二十五項に規定する介護保険施設（以下この項及び次項において「介護保険施設」という。）に入所している障害者及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十号）第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム（以下この項において「養護老人ホーム」という。）に入所している障害者（以下この項目において「特定施設入所等障害者」と総称する。）については、その者が障害者支援施設（以下この項において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者（以下この項において「継続入所障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、

行するための活動に関する相談その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

21  
28  
（略）

（介護給付費等の支給決定）

第十九条  
（略）

3 前項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設に入所している障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に入所している障害者（以下この項において「特定施設入所障害者」と総称する。）については、その者が障害者支援施設（以下この項において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者（以下この項において「継続入所障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、

第六項の主務省令で定める施設、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設、介護保険特定施設若しくは介護保険施設又は養護老人ホーム（以下「特定施設」という。）への入所又は入居の前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所又は入居をしている特定施設入所等障害者（以下この項において「継続入所等障害者」という。）については、最初に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した居住地）の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所又は入居の前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所等障害者については、入所又は入居の前ににおけるその者の所在地（継続入所等障害者については、最初に入所又は入居をした特定施設の入所又は入居の前に有した所在地）の市町村が、支給決定を行ふものとする。

入所前におけるその者の所在地（継続入所障害者については、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地）の市町村が、支給決定を行うものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第五項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなされる場合を含む。）が採られて第五条第一項の主務省令で定める施設に入所していた障害者等が、継続して、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて又は生活保護法第三条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であった者（以下この項において「保護者であつた者」という。）が有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がい

者であった者（以下この項において「保護者であった者」という。）が有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない障害者等については、当該障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村が支給決定を行うものとする。

5 前二項の規定の適用を受ける障害者等が入所し、又は入居していいる特定施設は、当該特定施設の所在する市町村及び当該障害者等に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

（支給決定の取消し）

第二十五条 支給決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

一 （略）

二 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるときを除く。）。

三・四 （略）

2 （略）

（地域相談支援給付決定の取消し）

第五十一条の十 地域相談支援給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。

ないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない障害者等については、当該障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村が支給決定を行うものとする。

5 前二項の規定の適用を受ける障害者等が入所している特定施設は、当該特定施設の所在する市町村及び当該障害者等に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

（支給決定の取消し）

第二十五条 支給決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

一 （略）

二 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるときを除く。）。

三・四 （略）

2 （略）

（地域相談支援給付決定の取消し）

第五十一条の十 地域相談支援給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。

一 (略)

二 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。

三・四 (略)

(支給認定の取消し)

第五十七条 支給認定を行つた市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

一 (略)

二 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所又は入居することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるときを除く。）。

三・四 (略)

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 (略)

2 (略)

市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、

第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他の

一 (略)

二 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき（地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるときを除く。）。

三・四 (略)

(支給認定の取消し)

第五十七条 支給認定を行つた市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

一 (略)

二 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるときを除く。）。

三・四 (略)

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 (略)

2 (略)

市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努める

この法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で

、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 | 8 (略)

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 | 12 (略)

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 (略)

4 | 2 • 3 (略)

4 都道府県は、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

5 | 10 (略)

（障害福祉計画の作成等のための調査及び分析等）

第八十九条の二の二 主務大臣は、市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害者等の福祉の增进に資するため、次に掲げる事項に関する情報（第三項において「障害福祉等関連情報」という。）のうち、第一号及び第二号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとするとともに、第三号及び第四号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

ものとする。

6 | 8 (略)

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 | 12 (略)

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 (略)

4 | 2 • 3 (新設) (略)

（新設）

4 | 9 (略)

- 一 自立支援給付に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は障害支援区分別の状況その他の主務省令で定める事項
- 二 障害者等の障害支援区分の認定における調査に関する状況その他他の主務省令で定める事項
- 三 障害福祉サービス又は相談支援を利用する障害者等の心身の状況、当該障害者等に提供される当該障害福祉サービス又は相談支援の内容その他の主務省令で定める事項
- 四 地域生活支援事業の実施の状況その他の主務省令で定める事項

- 2 市町村及び都道府県は、主務大臣に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事項に関する情報を、主務省令で定める方法により提供しなければならない。
- 3 主務大臣は、必要があると認めるときは、市町村及び都道府県並びに第八条第二項に規定する事業者等に対し、障害福祉等関連情報を、主務省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

(連合会等への委託)

- 第八十九条の二の三 主務大臣は、前条第一項に規定する調査及び分析に係る事務の全部又は一部を連合会その他主務省令で定める者に委託することができる。

(新設)

附 則

(自立支援給付の特例)

第二条 (略)

- 2 前項の規定により障害者とみなされた障害児であつて、特定施設へ入所又は入居をする前日において、児童福祉法第二十四条の二第一項の

附 則

(自立支援給付の特例)

第二条 (略)

- 2 前項の規定により障害者とみなされた障害児であつて、特定施設へ入所する前日において、児童福祉法第二十四条の二第一項の

二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第五項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなされる場合を含む。）が採られて第五条第一項の規定による措置とみなされる場合は、同項中「当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）」とあるのは「当該障害児が特定施設へ入所又は入居をする日の前日に当該障害児の保護者」と、同項ただし書中「当該障害者等が満十八歳となる日の前日」にあるのは「当該障害児が特定施設へ入所又は入居をする日の前日」と、「保護者であつた者」とあるのは「当該障害児の保護者」と読み替えるものとする。

#### （特定施設入所等障害者に関する経過措置）

##### 第十八条（略）

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後、当分の間、第十九条第三項中「第十八条第二項」とあるのは「第十八条」と、「第十六条第一項の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は第五条第一項」とあるのは「若しくは第五条第一項」と、「定める施設に入所して」とあるのは「定める施設に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して」と、「救護施設」とあるのは「共同生活援助を行う住居、救護施設」と、同条第四項中「第十八条第二項」とあるのは「第十八条」と、「第十六条第一項の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所若しくは入居をした」とする

規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第五項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなされる場合は、同項中「当該障害児が満十八歳となる日の前日に当該障害児の保護者」と、同項ただし書中「当該障害者等が満十八歳となる日の前日」にあるのは「当該障害児が特定施設へ入所する日の前日」と、「保護者であつた者」とあるのは「当該障害児の保護者」と読み替えるものとする。

#### （特定施設入所障害者に関する経過措置）

##### 第十八条（略）

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後、当分の間、第十九条第三項中「第十八条第二項」とあるのは「第十八条」と、「第十六条第一項の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は第五条第一項」とあるのは「若しくは第五条第一項」と、「定める施設に入所して」とあるのは「定める施設に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して」と、「又は同法救護施設」とあるのは「共同生活援助を行う住居又は同法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第四項中「第十八条第二項」とあるのは「第十八条」と、「第十六条第一項の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所若しくは入居をした」とする

。

により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第五項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

第三十九条 当分の間、身体障害者福祉法第九条第二項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は同条第十一項」とあるのは「若しくは同条第十一項」と、「障害者支援施設」という。「に入所して」とあるのは「障害者支援施設」という。)に入所し、又は同条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居に入居して」と、「救護施設」とあるのは「共同生活援助を行う住居、救護施設」と、同条第三項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所若しくは入居をした」とする。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号。附則第五十六条第二項において「令和四年改正法」という。)第一条の規定による改正前の前項の規定により読み替えられた附則第三十五条の規定による改正後の身体障害者福祉法(以下この項及び附則第四十一条において「新法」という。)第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設(以下この項において「特定施設」という。)に入所することにより、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる新法第九条第二項に規定する特定施設入所身体障害者であつて、当該特定施設に入所した際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第三十九条 当分の間、附則第三十五条の規定による改正後の身体障害者福祉法(以下この条及び附則第四十一条において「新法」という。)第九条第二項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は同条第十一項」に入所して」とあるのは「)に入所し、又は同条第七項に規定する共同生活援助を行う住居に入居して」と、「又は生活保護法」とあるのは「共同生活援助を行う住居又は生活保護法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第三項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設(以下この項において「特定施設」という。)に入所することにより、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる新法第九条第二項に規定する特定施設入所身体障害者であつて、当該特定施設に入所した際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる新法第九条第二項に規定する特定施設入所身体障害者であつて、当該特定施設に入所した際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第五十六条 当分の間、知的障害者福祉法第九条第二項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」とあるのは「若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」と、「のぞみの園」という。)に入所して」とあるのは「のぞみの園」という。)に入所し、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居に入居して」と、  
「救護施設」とあるのは「共同生活援助を行う住居、救護施設」と、同条第三項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所若しくは入居をした」とする。

2 令和四年改正法第一条の規定による改正前の前項の規定により読み替えられた附則第五十二条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この項及び附則第五十八条において「新法」という

第五十六条 当分の間、附則第五十二条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条及び附則第五十八条において「新法」という。）第九条第二項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」とあるのは「若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」と、「」に入所して」とあるのは「」に入所し、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居に入居して」と、「又は生活保護法」とあるのは「共同生活援助を行う住居又は生活保護法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第三項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

前項の規定により読み替えられた新法第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この項において「特定施設」といいう。）に入所又は入居することにより、附則第一条第二号に掲

。) 第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この項において「特定施設」という。）に入所又は入居をすることにより、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる新法第九条第二項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入所又は入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる新法第九条第二項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入所又は入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

○

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（第二条関係）  
【令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（市町村等の責務）	（市町村等の責務）
第一条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に 関し、次に掲げる責務を有する。	第一条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に 関し、次に掲げる責務を有する。	一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障 害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社 会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障 害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所、障害者 職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十 五年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業 センターをいう。以下同じ。）、障害者就業・生活支援センター （同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援セ ンターをいう。以下同じ。）その他の職業リハビリテーションをい う。（同法第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをい う。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係 機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域 生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。	一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障 害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社 会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障 害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の 職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律 （昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職 業リハビリテーションをいう。以下同じ。）の措置を実施する 機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、 必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的 に行うこと。
第五条 第五条（略） 2～4（略） 13 2～12 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害	第五条 第五条（略） 2～4（略） 13 2～12 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害	二・三（略） 二・三（略） 二・三（略）	

者及び通常の事業所に雇用されている障害者であつて主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、主務省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であつて主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

15・16 (略)

17 この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。

18・28 (略)

(指定障害福祉サービス事業者の指定)  
第三十六条 (略)

6|2 (略)

関係市町村長は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該

者につき、主務省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

15・16 (略)

17 この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

18・28 (略)

(指定障害福祉サービス事業者の指定)  
第三十六条 (略)

2 (新設)

関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならぬ。

7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、主務

省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に關し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに當たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(共生型障害福祉サービス事業者の特例)

第四十一条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る

第二十九条第一項の指定を受けたときは、その者に對しては、第四十三条第三項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

(略)

(略)

号	第一項第三 第四十九条	第一項第二 第四十九条	第一項第二 第四十九条	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

(新設)

(共生型障害福祉サービス事業者の特例)

第四十一条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第二十九条第一項の指定を受けたときは、その者に對しては、第四十三条第三項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

(略)

(略)

号	第一項第二 第四十九条	第一項第一 第四十九条	第一項第一 第四十九条	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

第五十条第 一項第五号	(略)	(略)
第五十条第 一項第四号	(略)	(略)

4・5 (略)

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

2・3 (略)

(勧告、命令等)

第四十九条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。  
 一 第三十六条第八項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に従わない場合に従うこと。

第五十条第 一項第三号	(略)	(略)
第五十条第 一項第四号	(略)	(略)

4・5 (略)

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所、その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

2・3 (略)

(勧告、命令等)

第四十九条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。  
 (新設)

二〇四 (略)

256 (略)

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第八項(第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したと認められるとき。

三〇十三 (略)

(略)

(指定一般相談支援事業者の指定)

第五十一条の十九 (略)

2 第三十六条第三項(第四号、第十号及び第十三号を除く。)及び第六項から第八項までの規定は、第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えはあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務)

二〇三 (略)

256 (略)

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

(新設)

二〇十二 (略)

(略)

(指定一般相談支援事業者の指定)

第五十一条の十九 (略)

2 第三十六条第三項(第四号、第十号及び第十三号を除く。)の規定は、第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第三十六条第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務)

第五十一条の二十一 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

2・3 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の二十八 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第五十一条の十九第二項（第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十六条第八項の規定により付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

2・6 (略)

(指定の取消し等)

第五十一条の二十九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定一般相談支援事業者に係る第五十条の十四第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

2・3 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の二十八 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

(新設)

2・6 (略)

(指定の取消し等)

第五十一条の二十九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定一般相談支援事業者に係る第五十条の十四第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

第五十一条の二十九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定一般相談支援事業者に係る第五十条の十四第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

一 (新設) (略)

二 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の十九第二項（第五十二条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十六条第八項の規定により付された条件に違反したと認められるとき。

三 (略)

2・3 (略)

(指定の取消し等)

第六十八条 (略)

2 第五十条第一項第九号から第十三号まで及び第二項の規定は、前項の指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 (略)

(略)

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障

害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行

一 (略)

一 (新設) (略)

二 指定一般相談支援事業者が、第五十一条の十九第二項（第五十二条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十六条第八項の規定は、前項の指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二・三 (略)

(指定の取消し等)

第六十八条 (略)

2 第五十条第一項第八号から第十二号まで及び第二項の規定は、前項の指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 (略)

(新設) (略)

2 (略)

う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他必要な支援を行う事業

二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業

三 前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

4 市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これら の事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等（これら の事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制を いう。）を整備するものとする。

5 市町村は、第一項各号及び第三項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

（新設）

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(基幹相談支援センター)

第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うこととする目的とする施設とする。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業

二 身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精

神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務

三 地域における相談支援又は児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援に従事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務

四 第八十九条の三第一項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

2 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の主務省令で定める者に対し、第一項各号の事業及び業務の実施を委託することができる。

4 前項の委託を受けた者は、第一項各号の事業及び業務を実施するため、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

(基幹相談支援センター)

第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うこととする目的とする施設とする。

(新設)

(新設)

(新設)

2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の主務省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。

4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項各号の事業及び

業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。

6 第三項の規定により委託を受けて第一項各号の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県の地域生活支援事業）

第七十八条

（略）

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、第七十七条第三項各号

に掲げる事業の実施体制の整備の促進及び適切な実施を確保するため、市町村に対し、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 都道府県は、前二項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務

の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。

6 第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（都道府県の地域生活支援事業）

第七十八条

（略）

（新設）

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 (略)

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 (略)

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 (8) (略)

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならぬ。

10 (12) (略)

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 (略)

3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 (三) (略)

四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 (略)

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 (略)

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 (8) (略)

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 (12) (略)

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 (略)

3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 (三) (略)

四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域

相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4～7 (略)

8 都道府県は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聞くよう努めなければならない。

9・10 (略)

(協議会)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くよう努めなければならない。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4～7 (略)

8 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聞くよう努めなければならない。

9・10 (略)

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くよう努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(新設)

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(新設)

(新設)

第一百九条 (略)

2 第十一条の二第二項、第二十条第四項（第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十七条の二第六項又は第八十九条の三第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百九条 (略)

2 第十一条の二第二項、第二十条第四項（第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十七条の二第六項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

Q

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行）】

(第三条關係)

正		案	行	現	目次
2 2 12 （略）		第六章（第十章）（略）	第五章 障害福祉計画等（第八十七条—第九十一条）	第一章（第四章）（略）	第一章（第四章）（略）
13	この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されるこ	附則	第六章（第十章）（略）	第五章 障害福祉計画（第八十七条—第九十一条）	第一章（第四章）（略）
2 2 12 （新設） （略）	この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されるこ	附則	第六章（第十章）（略）	第五章 障害福祉計画（第八十七条—第九十一条）	第一章（第四章）（略）

とについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のためには必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

14  
29  
(略)

（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給）

第二十八条

2 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第三十条の規定により支給する給付とする。

一 | 二 | 三 | 七 | (略)  
就 | 勞 | 選 | 拙 | 支 | 援  
(略)

## 第五章 障害福祉計画等

## （障害福祉計画の作成等のための調査及び分析等）

第八十九条の二の二 主務大臣は、市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害者等の福祉の増進に資するため、次に掲げる事項に関する情報（以下「障害福祉等関連情報」という。）のうち、第一号及び第二号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとすると

13  
} 28  
(略)

（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給）

第二十八条  
(略)

2 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関する次条及び第三十条の規定により支給する給付とする。

二  
六  
（新設）  
一  
（略）  
（略）

第五章 障碍福祉計画

(障害福祉計画の作成等のための調査及び分析等)

第八十九条の二の二 主務大臣は、市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害者等の福祉の増進に資するため、次に掲げる事項に関する情報（第三項において「障害福祉等関連情報」という。）のうち、第一号及び第二号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するも

とともに、第三号及び第四号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

一〇四 (略)

2・3 (略)

(障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供)

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報（障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようにするために主務省令で定める基準に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する研究

三 民間事業者その他の主務省令で定める者 障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

2 | 主務大臣は、前項の規定による匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名障害福祉等関連情報を児童福

のとするとともに、第三号及び第四号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

一〇四 (略)

2・3 (略)

(新設)

祉法第三十三条の二十三の三第一項に規定する匿名障害児福祉等関連情報その他の主務省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

3 | 主務大臣は、第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会又はこども家庭審議会の意見を聴かなければならぬ。

(照合等の禁止)

第八十九条の二の四 前条第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名障害福祉等関連情報利用者」という。）は、匿名障害福祉等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名障害福祉等関連情報の作成に用いられた障害福祉等関連情報に係る本人を識別するために、当該障害福祉等関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）若しくは匿名障害福祉等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名障害福祉等関連情報を他の情報と照合してはならない。

(消去)

第八十九条の二の五 匿名障害福祉等関連情報利用者は、提供を受けた匿名障害福祉等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名障害福祉等関連情報を消去しなければならない。

(新設)

(安全管理措置)

第八十九条の二の六 署名障害福祉等関連情報利用者は、署名障害福祉等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該署名障害福祉等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第八十九条の二の七 署名障害福祉等関連情報利用者又は署名障害福祉等関連情報利用者であつた者は、署名障害福祉等関連情報の利用に関する知り得た署名障害福祉等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第八十九条の二の八 主務大臣は、この章（第八十七条から第八十九条の二の二まで及び第八十九条の三から第九十一条までを除く。）の規定の施行に必要な限度において、署名障害福祉等関連情報利用者（国の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは署名障害福祉等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、署名障害福祉等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第八十九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(是正命令)

第八十九条の二の九 主務大臣は、署名障害福祉等関連情報利用者が第八十九条の二の四から第八十九条の二の七までの規定に違反

(新設)

(新設)

(新設)

していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(連合会等への委託)

第八十九条の二の十 主務大臣は、第八十九条の二の二第一項に規定する調査及び分析並びに第八十九条の二の三第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を連合会その他主務省令で定める者（次条第一項及び第三項において「連合会等」という。）に委託することができる。

(手数料)

第八十九条の二の十一 匿名障害福祉等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定により主務大臣からの委託を受けて、連合会等が第八十九条の二の三第一項の規定による匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、連合会等）に納めなければならない。  
2| 主務大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他他の障害者等の福祉の増進のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。  
3| 第一項の規定により連合会等に納められた手数料は、連合会等の収入とする。

第一百九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 第八十九条の二の七の規定に違反して、匿名障害福祉等関連情報の利用に関して知り得た匿名障害福祉等関連情報の内容を

(連合会等への委託)

第八十九条の二の三 主務大臣は、前条第一項に規定する調査及び分析に係る事務の全部又は一部を連合会その他主務省令で定める者に委託することができる。

(新設)

(新設)

みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

二 第八十九条の二の九の規定による命令に違反したとき。

**第一百九条の三** 第八十九条の二の八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第一百十一条** 第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の三十二第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第一百十二条の二** 第百九条の二の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

**第一百十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する**第一百九条の二**、**第一百九条の三**又は**第一百十二条の二**の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（新設）

**第一百十二条** 第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の三十二第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（新設）

**第一百十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

## 附 則

第三十九条 当分の間、身体障害者福祉法第九条第二項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は同条第十一項」とあるのは「若しくは同条第十一項」と、「障害者支援施設」という。「に入所して」とあるのは「障害者支援施設」という。)に入所し、又は同条第十八項に規定する共同生活援助を行う住居に入居して」と、「救護施設」とあるのは「共同生活援助を行う住居、救護施設」と、同条第三項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所若しくは入居をした」とする。

2 (略)

第五十六条 当分の間、知的障害者福祉法第九条第二項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」とあるのは「若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」と、「のぞみの園」という。)に入所して」とあるのは「のぞみの園」という。)に入所し、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う住居に入居して」と、「救護施設」とあるのは「共同生活援助を行う住居、救護施設」と、同条第三項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号

## 附 則

第三十九条 当分の間、身体障害者福祉法第九条第二項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は同条第十一項」とあるのは「若しくは同条第十一項」と、「障害者支援施設」という。「に入所して」とあるのは「障害者支援施設」という。)に入所し、又は同条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居に入居して」と、「救護施設」とあるのは「共同生活援助を行う住居、救護施設」と、同条第三項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号

の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所若しくは入居をした」とする。

2  
(略)

第八十一条 当分の間、附則第七十九条の規定による改正後の生活保護法（以下この条において「新法」という。）第八十四条の三中「第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）」とあるのは「第十八条第一項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者若しくは身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、「第十六条第一項第二号」とあるのは「第十五条の四の規定により共同生活援助を行う住居に入居している者若しくは同法第十六条第一項第二号」と、「に対する」とあるのは「若しくは共同生活援助を行う住居に入居している者に対する」と、「施設に引き続き入所して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」とする。

2  
• 3  
(略)

第八十五条 当分の間、国民健康保険法第一百十六条の二第一項中「又は施設」とあるのは「、施設又は住居」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「入所」とあるのは「入所又は同条第十八項に規定する共同生活援助を行う住居への入居」とする。

2  
(略)

の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所若しくは入居をした」とする。

2  
(略)

第八十一条 当分の間、附則第七十九条の規定による改正後の生活保護法（以下この条において「新法」という。）第八十四条の三中「第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）」とあるのは「第十八条第一項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者若しくは身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、「第十六条第一項第二号」とあるのは「第十五条の四の規定により共同生活援助を行う住居に入居している者若しくは同法第十六条第一項第二号」と、「に対する」とあるのは「若しくは共同生活援助を行う住居に入居している者に対する」と、「施設に引き続き入所して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」とする。

2  
• 3  
(略)

第八十五条 当分の間、国民健康保険法第一百十六条の二第一項中「又は施設」とあるのは「、施設又は住居」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「入所」とあるのは「入所又は同条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居への入居」とする。

2  
(略)

[

○

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第四条関係）  
【令和五年四月一日・令和五年十月一日施行】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行																																																																
目次	目次																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第一章</td><td style="width: 90%;">（略）</td></tr> <tr> <td>第二章</td><td>福祉の保障</td></tr> <tr> <td>第一節</td><td>療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等</td></tr> <tr> <td>第二款</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>第一款</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>第二節</td><td>小児慢性特定疾病医療費の支給</td></tr> <tr> <td>第一目・第二目</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>第三目</td><td>小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十二）</td></tr> <tr> <td>第四目</td><td>小児慢性特定疾病対策地域協議会（第十九条の二十三・第十九条の二十四）</td></tr> <tr> <td>第三款・第四款</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>第二節・第十節</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>第三章・第八章</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>附則</td><td></td></tr> <tr> <td>第十九条の三</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>②～⑦</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>医療費支給認定は、指定医が当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると診断した日、又は当該医療費支給認定の申請のあつた日から当該申請に通常要する</td></tr> </table>	第一章	（略）	第二章	福祉の保障	第一節	療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等	第二款	（略）	第一款	（略）	第二節	小児慢性特定疾病医療費の支給	第一目・第二目	（略）	第三目	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十二）	第四目	小児慢性特定疾病対策地域協議会（第十九条の二十三・第十九条の二十四）	第三款・第四款	（略）	第二節・第十節	（略）	第三章・第八章	（略）	附則		第十九条の三	（略）	②～⑦	（略）	⑧	医療費支給認定は、指定医が当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると診断した日、又は当該医療費支給認定の申請のあつた日から当該申請に通常要する	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第一章</td><td style="width: 90%;">（略）</td></tr> <tr> <td>第二章</td><td>福祉の保障</td></tr> <tr> <td>第一節</td><td>療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等</td></tr> <tr> <td>第二款</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>第一款</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>第二節</td><td>小児慢性特定疾病医療費の支給</td></tr> <tr> <td>第一目・第二目</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>第三目</td><td>小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十二）</td></tr> <tr> <td>（新設）</td><td></td></tr> <tr> <td>第三款・第四款</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>第二節・第十節</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>第三章・第八章</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>附則</td><td></td></tr> <tr> <td>第十九条の三</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>②～⑦</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>医療費支給認定は、その申請のあつた日に遡つてその効力を生ずる。</td></tr> </table>	第一章	（略）	第二章	福祉の保障	第一節	療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等	第二款	（略）	第一款	（略）	第二節	小児慢性特定疾病医療費の支給	第一目・第二目	（略）	第三目	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十二）	（新設）		第三款・第四款	（略）	第二節・第十節	（略）	第三章・第八章	（略）	附則		第十九条の三	（略）	②～⑦	（略）	⑧	医療費支給認定は、その申請のあつた日に遡つてその効力を生ずる。
第一章	（略）																																																																
第二章	福祉の保障																																																																
第一節	療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等																																																																
第二款	（略）																																																																
第一款	（略）																																																																
第二節	小児慢性特定疾病医療費の支給																																																																
第一目・第二目	（略）																																																																
第三目	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十二）																																																																
第四目	小児慢性特定疾病対策地域協議会（第十九条の二十三・第十九条の二十四）																																																																
第三款・第四款	（略）																																																																
第二節・第十節	（略）																																																																
第三章・第八章	（略）																																																																
附則																																																																	
第十九条の三	（略）																																																																
②～⑦	（略）																																																																
⑧	医療費支給認定は、指定医が当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると診断した日、又は当該医療費支給認定の申請のあつた日から当該申請に通常要する																																																																
第一章	（略）																																																																
第二章	福祉の保障																																																																
第一節	療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等																																																																
第二款	（略）																																																																
第一款	（略）																																																																
第二節	小児慢性特定疾病医療費の支給																																																																
第一目・第二目	（略）																																																																
第三目	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十二）																																																																
（新設）																																																																	
第三款・第四款	（略）																																																																
第二節・第十節	（略）																																																																
第三章・第八章	（略）																																																																
附則																																																																	
第十九条の三	（略）																																																																
②～⑦	（略）																																																																
⑧	医療費支給認定は、その申請のあつた日に遡つてその効力を生ずる。																																																																

期間を勘案して政令で定める一定の期間前の日のいづれか遅い日に遡つてその効力を生ずる。

⑨～⑪ (略)

第十九条の二十二 (略)

② 都道府県は、前項に規定する事業のほか、地域における小児慢性特定疾病児童等の実情の把握その他次の次項各号に掲げる事業の実施に関し必要な情報の収集、整理、分析及び評価に関する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとする。

③ 都道府県は、前二項に規定する事業の実施等により把握した地域の実情を踏まえ、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、次に掲げる事業のうち必要があると認めるものを行うよう努めるものとする。

一～五 (略)

⑤ ④ (略)

前各項に規定するもののほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四目 小児慢性特定疾病対策地域協議会

第十九条の二十二 (略)  
(新設)

② 都道府県は、前項に掲げる事業のほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一～五 (略)

④ ③ (略)

前二項に規定するもののほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(新設)

(新設)

第十九条の二十三 都道府県、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市は、単独で又は共同して、小児慢性特定疾病児童等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族並びに小児慢性特定疾病児童等に対する医療又は小児慢性特定疾病児童等の福祉、教育若しくは雇用に関する職務に

従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される小児慢性特定疾病対策地域協議会（以下この目において「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

② 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における小児慢性特定疾病児童等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

③ 協議会の事務に従事する者又は当該者であつた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

④ 第一項の規定により協議会が置かれた都道府県、指定都市及び中核市並びに第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市の区域について難病の患者に対する医療等に関する法律第三十二条第一項の規定により難病対策地域協議会が置かれている場合は、当該協議会及び難病対策地域協議会は、小児慢性特定疾病児童等及び難病（同法第一条に規定する難病をいう。第二十一条の四第二項において同じ。）の患者への支援体制の整備を図り、かつ、小児慢性特定疾病児童等に対し必要な医療等を切れ目なく提供するため、相互に連携を図るよう努めるものとする。

第十九条の二十四 前条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（新設）

第二十一条の四 （略）

② 国は、前項に規定する調査及び研究の推進に当たつては、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究と

第二十一条の四 （略）

② 国は、前項に規定する調査及び研究の推進に当たつては、難病（難病の患者に対する医療等に関する法律第一条に規定する難病をいう。以下この項において同じ。）の患者に対する良質かつ適切

の適切な連携を図るよう留意するものとする。

③・④ (略)

第二十一条の五の七 市町村は、前条第一項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第三十三条の二十三の二第一項第二号において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。

②～⑯ (略)

第二十一条の五の二十六 (略)  
② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 (略)

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の指定都市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 指定都市の長

三 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の中核市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 中核市の長

四 (略)  
③～⑤ (略)

切な医療の確保を図るための基盤となる難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究との適切な連携を図るよう留意するものとする。

③・④ (略)

第二十一条の五の七 市町村は、前条第一項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。

②～⑯ (略)

第二十一条の五の二十六 (略)

② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 (略)

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 指定都市の長

三 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 中核市の長

四 (略)  
③～⑤ (略)

第三十三条の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条及び第三十三条の二十三の二第三項において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するため公表されることが適當なものとして内閣府令で定めるものと/orして内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

②～⑧ (略)

第三十三条の二十 (略)

②～④ (略)

⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

⑥～⑫ (略)

第三十三条の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報を（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するため公表されることが適當なものとして内閣府令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

②～⑧ (略)

第三十三条の二十 (略)

②～④ (略)

⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

⑥～⑫ (略)

### 第三十三条の二十一（略）

### 第三十三条の二十一

（略）

②・③（略）  
④都道府県は、第三十三条の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

②・③（略）  
④（新設）

⑤・⑨（略）  
第三十三条の二十三の二 内閣総理大臣は、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害児の福祉の増進に資するため、次に掲げる事項に関する情報（第三項において「障害児福祉等関連情報」という。）のうち、第一号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとともに、第二号及び第三号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

④・⑧（略）  
（新設）

一 障害児通所給付費等（第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等をいう。）及び障害児入所給付費等（第五十六条の三に規定する障害児入所給付費等をいう。）に要する費用の額に関する地域別又は年齢別の状況その他の内閣府で定める事項  
二 通所支給要否決定における調査に関する状況その他の内閣府令で定める事項  
三 障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援を利用する障害児の心身の状況、当該障害児に提供される当該障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援の内容その他の内閣府令で定める事項  
② 市町村及び都道府県は、内閣総理大臣に対し、前項第一号に掲げる事項に関する情報を、内閣府令で定める方法により提供しな

ければならない。

③ 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、市町村及び都道府県並びに対象事業者に対し、障害児福祉等関連情報を、内閣府令で定める方法により提供するよう求めることができる。

第三十三条の二十三の三 内閣総理大臣は、前条第一項に規定する

調査及び分析に係る事務の全部又は一部を連合会その他内閣府令で定める者に委託することができる。

第六十条の二 (略)

② ③ 第十九条の二十三第三項、第二十一条の五の六第四項（第二十

一条の五の八第三項において準用する場合を含む。）又は第五十七条の三の四第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(新設)

第六十条の二 (略)

②

③ 第二十一条の五の六第四項（第二十一条の五の八第三項において準用する場合を含む。）又は第五十七条の三の四第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第五条関係）  
**【令和六年四月一日施行】**

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																								
目次	目次																								
<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;">第一章　（略）</td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;">第一章　（略）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第二章　福祉の保障</td> <td style="vertical-align: top;">第二章　福祉の保障</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">　　第一節　療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等</td> <td style="vertical-align: top;">　　第一節　療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">　　第一款～第三款　（略）</td> <td style="vertical-align: top;">　　第一款～第三款　（略）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">　　第四款　雑則（第二十一条の四～第二十一条の五）</td> <td style="vertical-align: top;">　　第四款　雑則（第二十一条の四～第二十一条の五）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">　　第二節～第十節　（略）</td> <td style="vertical-align: top;">　　第二節～第十節　（略）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第三章～第七章　（略）</td> <td style="vertical-align: top;">第三章～第七章　（略）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第八章　罰則（第六十条～第六十二条の八）</td> <td style="vertical-align: top;">第八章　罰則（第六十条～第六十二条の七）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">附則</td> <td style="vertical-align: top;">附則</td> </tr> </table>	第一章　（略）	第一章　（略）	第二章　福祉の保障	第二章　福祉の保障	第一節　療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等	第一節　療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等	第一款～第三款　（略）	第一款～第三款　（略）	第四款　雑則（第二十一条の四～第二十一条の五）	第四款　雑則（第二十一条の四～第二十一条の五）	第二節～第十節　（略）	第二節～第十節　（略）	第三章～第七章　（略）	第三章～第七章　（略）	第八章　罰則（第六十条～第六十二条の八）	第八章　罰則（第六十条～第六十二条の七）	附則	附則	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;">第十九条の二十二　（略）</td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;">第十九条の二十二　（略）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">②・③　（略）</td> <td style="vertical-align: top;">②・③　（略）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">④　都道府県は、前三項に規定する事業のほか、小児慢性特定疾病にかかる児童等が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにするため、小児慢性特定疾患要支援者証明事業（小児慢性特定疾患にかかる児童の保護者又は小児慢性特定疾患にかかる児童以外の満二十歳に満たない者のうち厚生労働省令で定める者に対し、小児慢性特定疾患有かっている児童等が小児慢性特定疾患有かっている旨その他の厚生労働省令で定める事項を書面その他の厚生労働省令で定める方法により証明する事業をいう。）を行うよう努める</td> <td style="vertical-align: top;">（新設）</td> </tr> </table>	第十九条の二十二　（略）	第十九条の二十二　（略）	②・③　（略）	②・③　（略）	④　都道府県は、前三項に規定する事業のほか、小児慢性特定疾病にかかる児童等が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにするため、小児慢性特定疾患要支援者証明事業（小児慢性特定疾患にかかる児童の保護者又は小児慢性特定疾患にかかる児童以外の満二十歳に満たない者のうち厚生労働省令で定める者に対し、小児慢性特定疾患有かっている児童等が小児慢性特定疾患有かっている旨その他の厚生労働省令で定める事項を書面その他の厚生労働省令で定める方法により証明する事業をいう。）を行うよう努める	（新設）
第一章　（略）	第一章　（略）																								
第二章　福祉の保障	第二章　福祉の保障																								
第一節　療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等	第一節　療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等																								
第一款～第三款　（略）	第一款～第三款　（略）																								
第四款　雑則（第二十一条の四～第二十一条の五）	第四款　雑則（第二十一条の四～第二十一条の五）																								
第二節～第十節　（略）	第二節～第十節　（略）																								
第三章～第七章　（略）	第三章～第七章　（略）																								
第八章　罰則（第六十条～第六十二条の八）	第八章　罰則（第六十条～第六十二条の七）																								
附則	附則																								
第十九条の二十二　（略）	第十九条の二十二　（略）																								
②・③　（略）	②・③　（略）																								
④　都道府県は、前三項に規定する事業のほか、小児慢性特定疾病にかかる児童等が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにするため、小児慢性特定疾患要支援者証明事業（小児慢性特定疾患にかかる児童の保護者又は小児慢性特定疾患にかかる児童以外の満二十歳に満たない者のうち厚生労働省令で定める者に対し、小児慢性特定疾患有かっている児童等が小児慢性特定疾患有かっている旨その他の厚生労働省令で定める事項を書面その他の厚生労働省令で定める方法により証明する事業をいう。）を行うよう努める	（新設）																								

ものとする。

⑤ 都道府県は、第三項各号に掲げる事業を行うに当たつては、関係機関並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとする。

⑥ (略)

第二十一条の四 国は、小児慢性特定疾病的治療方法その他小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等（第三項及び第二十一条の五第一項において「疾病児童等」という。）の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。

② 国は、前項に規定する調査及び研究の推進に当たつては、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究並びに難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るために調査及び研究との適切な連携を図るよう留意するものとする。

③ 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により地方公共団体、小児慢性特定疾病的治療方法その他疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究を行う者、医師、疾病児童等及びその家族その他の関係者に対して積極的に提供するものとする。

④ (略)

⑤ 都道府県は、厚生労働大臣に対し、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童又は医療費支給認定患者その他厚生労働省令で定める者に係る小児慢性特定疾病的病名、病状の程度その他の厚生労働省令で定める小児慢性特定疾病児童等に関する情報（厚生労働省令で定めるところにより医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者その他厚生労働省令で定める者の同意を得た情報に

④ 都道府県は、前項各号に掲げる事業を行うに当たつては、関係機関並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとする。

⑤ (略)

第二十一条の四 国は、小児慢性特定疾病的治療方法その他小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等（第三項及び次条第一項において「疾病児童等」という。）の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。

② 国は、前項に規定する調査及び研究の推進に当たつては、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究との適切な連携を図るよう留意するものとする。

③ 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により小児慢性特定疾病的治療方法その他疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究を行う者、医師、疾病児童等及びその家族その他の関係者に対して積極的に提供するものとする。

④ (新設) (略)

限る。以下「同意小児慢性特定疾病関連情報」という。）を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

**第二十一条の四の二** 厚生労働大臣は、小児慢性特定疾病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に資するため、匿名小児慢性特定疾病関連情報（同意小児慢性特定疾病関連情報に係る特定の小児慢性特定疾病児童等（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる同意小児慢性特定疾病関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した同意小児慢性特定疾病関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行ふものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 小児慢性特定疾病に係る対策に関する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 小児慢性特定疾病児童等に対する良質かつ適切な医療の確保又は小児慢性特定疾病児童等の療養生活の質の維持向上に資する研究
- 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 小児慢性特定疾病児童等に対する医療又は小児慢性特定疾病児童等の福祉の分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するためを行うものを除く。）

② 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名小児慢性特定疾病関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を難病の患者に対する医療等に関する法律第二十七条の

（新設）

二第一項に規定する匿名指定難病関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

- (3) 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

**第二十一条の四の三** 前条第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者」という。）は、匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱うに当たつては、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の作成に用いられた同意小児慢性特定疾病関連情報に係る本人を識別するために、当該同意小児慢性特定疾病関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）若しくは匿名小児慢性特定疾病関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を他の情報と照合してはならない。

**第二十一条の四の四** 匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者は、提供を受けた匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を消去しなければならない。

**第二十一条の四の五** 匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者は、匿

（新設）

（新設）

名小児慢性特定疾病関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の安全管理のために必要なかつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならぬ。

**第二十一条の四の六** 匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者又は匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者であつた者は、匿名小児慢性特定疾病関連情報の利用に関して知り得た匿名小児慢性特定疾病関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

**第二十一条の四の七** 厚生労働大臣は、この款（第二十一条の四を除く。）の規定の施行に必要な限度において、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者（国の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

**第二十一条の四の八** 厚生労働大臣は、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者が第二十一条の四の三から第二十一条の四の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（新設）  
（新設）

**第二十一条の四の九 厚生労働大臣は、第二十一条の四第一項に規定する調査及び研究並びに第二十一条の四の二第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を国立研究開発法人国立成育医療研究センターその他厚生労働省令で定める者（次条第一項及び第三項において「国立成育医療研究センター等」という。）に委託することができる。**

**第二十一条の四の十 匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、国立成育医療研究センター等が**

**第二十一条の四の二第一項の規定による匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、国立成育医療研究センター等）に納めなければならない。**

**② 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の小児慢性特定疾病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に資するために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手**

**数料を減額し、又は免除することができる。**

**③ 第一項の規定により国立成育医療研究センター等に納められた手数料は、国立成育医療研究センター等の収入とする。**

**第二十一条の五の十五 （略）**

**（略）**

**③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。**

**一～五の二 （略）**

**六 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の**

**（新設）**

**（新設）**

**第二十一条の五の十五 （略）**

**（略）**

**③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。**

**一～五の二 （略）**

**六 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の**

十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十二号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

七〇十四（略）

④・⑤（略）

⑥ 関係市町村長は、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十一条の五の三第一項の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

⑦ 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、第二十一条の五の三第一項の指定に

十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

七〇十四（略）

④・⑤（略）

（新設）

（新設）

号	第二十一条の五の二十四第一項第五	第二十一条の五の二十四第一項第四	第二十一条の五の二十三第一項第二	第二十一条の五の二十三第一項第二	(略)
号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第三十三条の二十一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ることができる。

第一項に規定する町村林業より被許可の許認を因る見地からの意見を申し出ることができる。

第二十一条の五の十七

(略)

第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第二十一条の五の三第一項の指定を受けたときは、その者に対しでは、第二十一条の五の十九第三項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)
(略)	(略)

第三十一条の五の	号
(略)	(略)

二十三第一項第三

第二十一条の五の 二十四第一項第四	(略)
	(略)

二十四第一項第四号

号|二十一條の五の  
二十四第一項第五  
(略)

④  
•  
⑤

④  
•  
⑤

号	第二十一条の五の 二十三第一項第一	第二十二条の五の 二十三第一項第二	第二十三条の五の 二十三第一項第三	(略)
号	第二十四条の五の 二十四第一項第四	第二十五条の五の 二十四第一項第三	第二十六条の五の 二十四第一項第二	(略)
号	(略)	(略)	(略)	(略)
号	(略)	(略)	(略)	(略)

第二十一条の五の十七

(略)

③ 第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第二十一条の五の三第一項の指定を受けたときは、その者に対しでは、第二十一条の五の十九第三項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第二十一条の五の 二十三第一項第一
(略)	
(略)	

第二十一条の五の号|  
(略)  
(略)

二十三第一項第二

第二十一条の五の 二十四第一項第三	（略）
	（略）

二  
四  
第  
一  
功  
第  
三

第二十一條の五の  
二十四第一項第四号

5

(略)

(新設)

第二十一条の五の二十三 都道府県知事は、指定障害児通所支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該

指定障害児通所支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第二十一条の五の十五第八項（第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

二～四 （略）

②～⑤ （略）

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 （略）

二 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十五第八項（第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したと認められるとき。

三～十三 （略）

② （略）

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 第三十四条第一項第一号から第五号まで又は第七号から第九号までの規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三 （新設）

一～三 （略）

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 （略）

二～十二 （略）

② （略）

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 第三十四条第一項第一号から第五号まで又は第七号から第九号までの規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

③ 第三十四条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

④・⑤ (略)

第六十条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十一条の四の六の規定に違反して、匿名小児慢性特定疾病関連情報の利用に関する限り得た匿名小児慢性特定疾病関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

二 第二十一条の四の八の規定による命令に違反したとき。

第六十一条 児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当な理由なく、その職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の五 正当な理由がないのに、第二十一条の四の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

② 正当な理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み

③ 第三十四条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

④・⑤ (略)

(新設)

第六十一条 児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の五 (新設)

正当の理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み

、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の六 正当な理由がないのに、第十八条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 正当な理由がないのに、第十九条の十六第一項、第二十一条の五の二十二第一項、第二十一条の五の二十七第一項（第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項若しくは第二十四条の三十九第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

② 次の各号のいづれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 正当な理由がないのに、第二十一条の十四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条（新設）

次の各号のいづれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 正当の理由がないのに、第二十一条の十四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

は忌避した者  
(削る)

四

(略)

五 正当な理由がないのに、第五十七条の三の三第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問若しくは第五十七条の三の四第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第五十七条の三の三第一項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 正当な理由がないのに、第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十二条の二 正当な理由がないのに、第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二百二十二条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかつた者は、三十万円

た者

四

正当の理由がないのに、第十九条の十六第一項、第二十一条の五の二十二第一項、第二十二条第一項（第二十条の十九の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項若しくは第二十四条の三十九第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、これらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五

(略)

六 正当の理由がないのに、第五十七条の三の三第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問若しくは第五十七条の三の四第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第五十七条の三の三第一項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 正当の理由がないのに、第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十二条の二 正当の理由がないのに、第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二百二十二条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかつた者は、三十万円

以下の罰金に処する。ただし、第五十六条の五の五第二項において準用する同法第九十八条第一項に規定する不服審査会の行う審査の手続における請求人又は第五十六条の五の五第二項において準用する同法第一百二条の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

**第六十二条の三 第六十条の三の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。**

(新設)

**第六十二条の四** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十条第一項から第三項まで、第六十条の三、第六十一条の五第一項又は第六十二条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第六十二条の五～第六十二条の八** (略)

**第六十二条の三** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十条第一項から第三項まで及び第六十二条第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第六十二条の四～第六十二条の七** (略)

以下の罰金に処する。ただし、第五十六条の五の五第二項において準用する同法第九十八条第一項に規定する不服審査会の行う審査の手続における請求人又は第五十六条の五の五第二項において準用する同法第一百二条の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

○

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第六条関係）  
【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）  
【第二十一条の四の三 前条第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者」という。）は、匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱うに当たつては、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱うに当たつては、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を用いられた同意小児慢性特定疾病関連情報に係る本人を識別するため、当該同意小児慢性特定疾病関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の方法を用いて記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第三十三条の二十三の四において同じ。）若しくは匿名小児慢性特定疾病関連情報の作成に用いられ

（傍線の部分は改正部分）  
【第二十一条の四の三 前条第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者」という。）は、匿名小児慢性特定疾病関連情報を用いられた同意小児慢性特定疾病関連情報に係る本人を識別するため、当該同意小児慢性特定疾病関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の方法を用いて記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）若しくは匿名小児慢性特定疾病関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又

改	正	現
案		行
目次	目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　福祉の保障	第二章　福祉の保障	第二章　福祉の保障
第一節～第八節　（略）	第一節～第八節　（略）	第一節～第八節　（略）
第九節　障害児福祉計画等（第三十三条の十九～第三十三条の二十五）	第九節　障害児福祉計画（第三十三条の十九～第三十三条の二十五）	第九節　障害児福祉計画（第三十三条の十九～第三十三条の二十五）
第十節　（略）	第十節　（略）	第十節　（略）
第三章～第八章　（略）	第三章～第八章　（略）	第三章～第八章　（略）
附則	附則	附則

第二十一条の四の三 前条第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者」という。）は、匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱うに当たつては、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を用いられた同意小児慢性特定疾病関連情報に係る本人を識別するため、当該同意小児慢性特定疾病関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の方法を用いて記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第三十三条の二十三の四において同じ。）若しくは匿名小児慢性特定疾病関連情報の作成に用いられ
第二十一条の四の三 前条第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者」という。）は、匿名小児慢性特定疾病関連情報を用いられた同意小児慢性特定疾病関連情報に係る本人を識別するため、当該同意小児慢性特定疾病関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の方法を用いて記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）若しくは匿名小児慢性特定疾病関連情報を用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又

た加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を他の情報と照合してはならない。

第二十四条の二十八 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定は、内閣府令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する相談支援を行う者として内閣府令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行なう事業所（以下「障害児相談支援事業所」という。）ごとに行なう。

② (略)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならぬ。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四

第二十四条の二十八 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定は、内閣府令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する相談支援を行う者として内閣府令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行なう事業所（以下「障害児相談支援事業所」という。）ごとに行なう。

② (略)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならぬ。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四

条の七において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。

三・八 (略)

② (略)

第九節 障害児福祉計画等

第三十三条の二十三の二 内閣総理大臣は、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害児の福祉の増進に資するため、次に掲げる事項に関する情報（以下「障害児福祉等関連情報」という。）のうち、第一号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

一 障害児通所給付費等（第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等をいう。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）及び障害児入所給付費等（第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等をいう。同項第一号及び第二号において同じ。）に要する費用の額に関する地域別又は年齢別の状況その他の内閣府令で定める事項

二・三 (略)  
②・③ (略)

第三十三条の二十三の三

内閣総理大臣は、障害児の福祉の増進に資するため、匿名障害児福祉等関連情報（障害児福祉等関連情報に係る特定の障害児その他の内閣府令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる障害児

条の七において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。

三・八 (略)

② (略)

第九節 障害児福祉計画

第三十三条の二十三の二 内閣総理大臣は、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害児の福祉の増進に資するため、次に掲げる事項に関する情報（第三項において「障害児福祉等関連情報」という。）のうち、第一号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

一 障害児通所給付費等（第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等をいう。）及び障害児入所給付費等（第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等をいう。）に要する費用の額に関する地域別又は年齢別の状況その他の内閣府令で定める事項

二・三 (略)  
②・③ (略)

(新設)

第三十三条の二十三の三 内閣総理大臣は、障害児の福祉の増進に資するため、匿名障害児福祉等関連情報（障害児福祉等関連情報に係る特定の障害児その他の内閣府令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる障害児

福祉等関連情報を復元することができないようにするために内閣府令で定める基準に従い加工した障害児福祉等関連情報をいう。(以下同じ。)を利用し、又は内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名障害児福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に関する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に関する研究
- 三 民間事業者その他の内閣府令で定める者 障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の内閣府令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

- (2) 内閣総理大臣は、前項の規定による匿名障害児福祉等関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名障害児福祉等関連情報を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の二の三第一項に規定する匿名障害福祉等関連情報その他内の内閣府令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。
- (3) 内閣総理大臣は、第一項の規定により匿名障害児福祉等関連情報を探しよとする場合には、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

- 第三十三条の二十三の四 前条第一項の規定により匿名障害児福祉等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名障害児」)

(新設)

福祉等関連情報利用者」という。）は、匿名障害児福祉等関連情報の作報を取り扱うに当たつては、当該匿名障害児福祉等関連情報の作成に用いられた障害児福祉等関連情報に係る本人を識別するため、当該障害児福祉等関連情報から削除された記述等若しくは匿名障害児福祉等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名障害児福祉等関連情報を他の情報を照合してはならない。

**第三十三条の二十三の五** 匿名障害児福祉等関連情報利用者は、提供を受けた匿名障害児福祉等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名障害児福祉等関連情報を消去しなければならない。

**第三十三条の二十三の六** 匿名障害児福祉等関連情報利用者は、匿名障害児福祉等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名障害児福祉等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

**第三十三条の二十三の七** 匿名障害児福祉等関連情報利用者又は匿名障害児福祉等関連情報利用者であつた者は、匿名障害児福祉等関連情報の利用に関して知り得た匿名障害児福祉等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

**第三十三条の二十三の八** 内閣総理大臣は、この節（第三十三条の十九から第三十三条の二十三の二まで、第三十三条の二十四及び第三十三条の二十五を除く。）の規定の施行に必要な限度において、匿名障害児福祉等関連情報利用者（他の行政機関を除く

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- 。以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは匿名障害児福祉等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿名障害児福祉等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- (2) 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第三十三条の二十三の九 内閣総理大臣は、匿名障害児福祉等関連情報利用者が第三十三条の二十三の四から第三十三条の二十三の七までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十三条の二十三の十 内閣総理大臣は、第三十三条の二十三の二第一項に規定する調査及び分析並びに第三十三条の二十三の三第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を連合会その他内閣府令で定める者（次条第一項及び第三項において「連合会等」という。）に委託することができる。

第三十三条の二十三の十一 匿名障害児福祉等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定により内閣総理大臣からの委託を受けて、連合会等が第三十三条の二十三の三第一項の規定による匿名障害児福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、連合会等）に納めなければならぬ。

(2) 内閣総理大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県

（新設）

第三十三条の二十三の三 内閣総理大臣は、前条第一項に規定する調査及び分析に係る事務の全部又は一部を連合会その他内閣府令で定める者に委託することができる。

（新設）

その他の障害児の福祉の増進のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

③ 第一項の規定により連合会等に納められた手数料は、連合会等の収入とする。

第六十条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二十一条の四の八又は第三十三条の二十三の九の規定による命令に違反したとき。

三 第三十三条の二十三の七の規定に違反して、匿名障害児福祉等関連情報の利用に関する知り得た匿名障害児福祉等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

第六十条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二十一条の四の八の規定による命令に違反したとき。

(新設)

第六十一条の五 正当な理由がないのに、第二十一条の四の七第一項若しくは第三十三条の二十三の八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をせし、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれら規則による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者の罰金に処する。

② (略)

第六十一条の五 正当な理由がないのに、第二十一条の四の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

② (略)

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）（第七条関係）  
【公布の日・令和五年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（この法律の目的）	（この法律の目的）	（この法律の目的）
<p><b>第一条</b> この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのつとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。</p>

（定義）

**第五条** この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患有する者をいう。

2 | この法律で「家族等」とは、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいづれかに該当する者を除く。

一 行方の知れない者

二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

（定義）

**第五条** この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患有する者をいう。

（新設）

- 四 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行つた配偶者その他の当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を求めることが適切でない者として厚生労働省令で定めるもの
- 五 心身の故障により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 六 未成年者

（精神保健指定医）

第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

一・三 （略）

四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前三年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

2・3 （略）

（指定医の必置）

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項から第三項まで又は第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十一条の十を除き、以下同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医（第十九

（精神保健指定医）

第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

一・三 （略）

四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前一年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

2・3 （略）

（指定医の必置）

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第三項若しくは第四項又は第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十一条の十を除き、以下同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医

条の二第二項の規定によりその職務を停止している者を除く。  
第五十三条第一項を除き、以下同じ。) を置かなければならぬ。

第十九条の十一 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又はその家族等その他の関係者からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 (略)

第二十一条 (略)

2 (略)

7 精神科病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

(都道府県知事による入院措置)

第二十九条 (略)

(略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による入院措置を採る場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて第二十八条第一項の規定による通知を受けたもの又は同条第二項の規定による立会いを行つたものに対し、当該入院措置を採る旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関する事項その他厚

(第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止している者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。) を置かなければならぬ。

第十九条の十一 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又はその第三十三条第二項に規定する家族等その他の関係者からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 (略)

第二十一条 (略)

2 (略)

7 精神科病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

(都道府県知事による入院措置)

第二十九条 (略)

(略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

4 (略)

第二十九条の二 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による入院措置を採つたときは、速やかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置を採るかどうかを決するかどうかを決定しなければならない。

(略)

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による入院措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

(医療保護入院)  
第三十三条 (略)

(削る)

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

(略)

(医療保護入院)  
第三十三条 (略)

2 前項の「家族等」とは、当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

一 行方の知れない者

二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

四 心身の故障により前項の規定による同意又は不同意の意思表示を行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

五 未成年者

2 精神科病院の管理者は、前項第一号に掲げる者について、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示するこ

3 精神科病院の管理者は、第一項第一号に掲げる者について、その家族等(前項に規定する家族等をいう。以下同じ。)がない場

とができない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくともその者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

3| 前二項に規定する場合において、精神科病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、前二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間限り、その者を入院させることができる。

4| 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、第三十三条第三項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

5| 精神科病院の管理者は、第三項後段の規定による入院措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該入院措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

6| 第二項に規定する市町村長は、同項の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な事項を照会

合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくともその者を入院させることができ。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

4| 第一項又は前項に規定する場合において、精神科病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、第一項又は前項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間限り、その者を入院させることができる。

5| 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、第三十三条第四項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6| 精神科病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（新設）

することができる。

7 精神科病院の管理者は、第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の二 精神科病院の管理者は、前条第一項又は第二項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の三 精神科病院の管理者は、第三十三条第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院措置を採る場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて同条第一項の規定による同意をしたものに対し、当該入院措置を採る旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関する事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該精神障害者については、当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつて、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。

2 (略)

第三十三条の八 第十九条の九第二項の規定は前条第六項の規定による处分をする場合について、第二十九条第三項の規定は精神科病院の管理者が前条第一項又は第二項後段の規定による入院措置を採

第三十三条の二 精神科病院の管理者は、前条第一項又は第三項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の三 精神科病院の管理者は、第三十三条第一項、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関する事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。

2 (略)

第三十三条の八 第十九条の九第二項の規定は前条第六項の規定による处分をする場合について、第二十九条第三項の規定は精神科病院の管理者が前条第一項又は第二項後段の規定による措置を採

を採る場合について準用する。この場合において、第二十九条第三項中「当該精神障害者及びその家族等であつて第二十八条第一項の規定による通知を受けたもの又は同条第二項の規定による立会いを行つたもの」とあるのは、「当該精神障害者」と読み替えるものとする。

（医療保護入院等のための移送）

第三十四条（略）

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第二項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3 （略）

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による移送を行う場合について、第三十三条第六項の規定は第二項の規定による移送を行う場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第二項」とあるのは、「第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

（定期の報告等による審査）

第三十八条の三 都道府県知事は、前条第一項若しくは第二項の規定による報告又は第三十三条第七項の規定による届出（同条第一項又は第二項の規定による入院措置に係るものに限る。）があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければ

る場合について準用する。

（医療保護入院等のための移送）

第三十四条（略）

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第三項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3 （略）

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による移送を行う場合について準用する。

（定期の報告等による審査）

第三十八条の三 都道府県知事は、前条第一項若しくは第二項の規定による報告又は第三十三条第七項の規定による届出（同条第一項又は第三項の規定による措置に係るものに限る。）があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければ

ればならない。

2 ～ 6 (略)

(報告徴収等)

第三十八条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第三十三条第一項から第三項までの規定による入院について同意をした者に對し、この法律による入院に必要な手続に關し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者、医療保護入院者は第三十三条第三項若しくは第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を繼續する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

3 (略)

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者又は第三十三条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を繼續する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

(略)

ならない。

2 ～ 6 (略)

(報告徴収等)

第三十八条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第三十三条第一項、第三項若しくは第四項の規定による入院について同意をした者に對し、この法律による入院に必要な手續に關し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十三条の七第一項及び第二項の第一項、第三項及び第四項並びに第三十三条の七第一項及び第二

規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

5 (略)

(事務の区分)

第五十一条の十三 (略)

2 (略)

3 第三十三条第二項及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十一条第四項、第三十三条第三項若しくは第三十三条の七第二項の規定により診察を行つた特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条の四の二（第二十一条第五項、第三十三条第四項及び第三十三条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二九 (略)

項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

5 (略)

(事務の区分)

第五十一条の十三 (略)

2 (略)

3 第三十三条第三項及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十一条第四項、第三十三条第四項若しくは第三十三条の七第二項の規定により診察を行つた特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条の四の二（第二十一条第五項、第三十三条第五項及び第三十三条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二九 (略)

○

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）（第八条関係）  
【令和六年四月一日・公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
目次		
第一章～第四章 (略) 第五章 医療及び保護 第一節～第三節 (略) 第四節 入院者訪問支援事業 (第三十五条の二・第三十五条の三) 第五節 精神科病院における処遇等 (第三十六条～第四十条) 第六節 虐待の防止 (第四十条の二～第四十条の八) 第七節 雜則 (第四十一条～第四十四条) 第六章 保健及び福祉 第一節 (略) 第二節 相談及び援助 (第四十六条～第五十一条) 第七章～第九章 (略) 附則	目次 第一章～第四章 (略) 第五章 医療及び保護 第一節～第三節 (略) (新設) 第四節 精神科病院における処遇等 (第三十六条～第四十条) 第五節 雜則 (第四十一条～第四十四条) 第六章 保健及び福祉 第一節 (略) 第二節 相談指導等 (第四十六条～第五十一条) 第七章～第九章 (略) 附則	

(精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮)

第四条 医療施設の設置者は、その施設を運営するに当たっては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）、同条第十九項に規定する一般相

(精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮)

第四条 医療施設の設置者は、その施設を運営するに当たっては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）、同条第十八項に規定する一般相

談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るように努めなければならない。

## 2 (略)

### (精神保健福祉センター)

#### 第六条 (略)

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

##### 一 (略)

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助のうち複雑又は困難なものを行うこと。

##### 三・四 (略)

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項又は第五十一条の七第二項の規定により、市町村（特別区を含む。第四十七条第三項及び第四項並びに第四十八条の三第一項を除き、以下同じ。）が同法第二十二条第一項又は第五十一条の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。

#### 六 (略)

### (職務)

第十九条の四 指定医は、第二十一条第三項及び第二十九条の五の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第三十三条第一項及び第三十三条の六第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定、第三十三条第六項第一号の規定による同条第一

談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るように努めなければならない。

## 2 (略)

### (精神保健福祉センター)

#### 第六条 (略)

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

##### 一 (略)

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

##### 三・四 (略)

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項又は第五十一条の七第二項の規定により、市町村（特別区を含む。第四十七条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）が同法第二十二条第一項又は第五十一条の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。

#### 六 (略)

### (職務)

第十九条の四 指定医は、第二十一条第三項及び第二十九条の五の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第三十三条第一項及び第三十三条の七第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定、第三十六条第三項に規定する行動の制限を必要

項第一号に掲げる者に該当するかどうかの判定、第三十六条第三項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定、第三十八条の二第一項に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第四十条の規定により一時退院させて経過を見ることが適当かどうかの判定の職務を行う。

2 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

一～五 (略)

六 第三十八条の六第一項及び第四十条の五第一項の規定による立入検査、質問及び診察

七・八 (略)

3 (略)

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項から第三項まで又は第三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十一条の十を除き、以下同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医（第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。）を置かなければならぬ。

(入院措置の解除)

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす

とするかどうかの判定、第三十八条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第四十条の規定により一時退院させて経過を見ることが適当かどうかの判定の職務を行う。

2 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

一～五 (略)

六 第三十八条の六第一項の規定による立入検査、質問及び診察

七・八 (略)

3 (略)

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項から第三項まで又は第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十一条の十を除き、以下同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医（第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。）を置かなければならぬ。

(入院措置の解除)

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす

おそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている同項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

2  
(略)

第二十九条の五 指置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)

第二十九条の六 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に措置入院者の退院後の生活環境に関する相談に応じさせ、及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

第二十九条の七 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められ

おそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

2  
(新設)

第二十九条の五 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

る場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者（第三十三条の五において「地域援助事業者」という。）を紹介しなければならない。

一 一般相談支援事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号又は第三項各号に掲げる事業を行う者

三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者

四 前三号に掲げる者のほか、地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他援助を行う事業を行うことができると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

#### 第二十九条の八・第二十九条の九 （略）

（他の法律による医療に関する給付との調整）

第三十条の二 前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）、高齢

#### 第二十九条の六・第二十九条の七 （略）

（他の法律による医療に関する給付との調整）

第三十条の二 前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）、高齢

者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

#### （医療保護入院）

第三十三条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくとも、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、その者を入院させることができる。

#### 一・二 （略）

2 精神科病院の管理者は、前項第一号に掲げる者について、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、その者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

#### 3 (5) (略)

6 精神科病院の管理者は、第一項又は第二項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）であつて次の各号のいずれにも該当する者について、厚生労働省令で定めるところによりその家族等のうちいずれかの者（同項の場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長）の同意があるときは、本人の同

者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

#### （医療保護入院）

第三十三条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくともその者を入院させることができる。

#### 一・二 （略）

2 精神科病院の管理者は、前項第一号に掲げる者について、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

#### 3 (5) (略) (新設)

意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、これらの規定による入院の期間（この項の規定により入院の期間が更新されたときは、その更新後の入院の期間）を更新することができる。

一 指定医による診察の結果、なお第一項第一号に掲げる者に該当すること。

二 厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと。

7 第二項に規定する市町村長は、同項又は前項の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な事項を照会することができる。

8 精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、

医療保護入院者の家族等に第六項の規定によるその同意に関し必要な事項を通知しなければならない。この場合において、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも同項の規定による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかつたときは、同項の規定による家族等の同意を得たものとみなすことができる。ただし、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

9 精神科病院の管理者は、第一項、第二項若しくは第三項後段の規定による入院措置を採つたとき、又は第六項の規定による入院の期間の更新をしたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院又は当該入院の期間の更新について同意をした者の同意書を添え（前項の規定により家族等の同意を得たものとみなした場合にあつては、その旨を示し）、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6 第二項に規定する市町村長は、同項の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な事項を照会することができる。  
(新設)

7 精神科病院の管理者は、第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

**第三十三条の二 精神科病院の管理者は、医療保護入院者を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。**

い。

**第三十三条の三 精神科病院の管理者は、第三十三条第一項、第二項若しくは第三項後段の規定による入院措置を採る場合又は同条第六項の規定による入院の期間の更新をする場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて同条第一項又は第六項の規定による同意をしたものに対し、当該入院措置を採る旨又は当該入院の期間の更新をする旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関する事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該精神障害者については、当該入院措置を採った日から四週間を経過する日までの間であつて、その症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。**

2 (略)

**(医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)**  
第三十三条の四 第二十九条の六及び第二十九条の七の規定は、医療保護入院者を入れさせている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

**第三十三条の二 精神科病院の管理者は、前条第一項又は第二項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。**

**第三十三条の三 精神科病院の管理者は、第三十三条第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院措置を採る場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて同条第一項の規定による同意をしたものに対し、当該入院措置を採る旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関する事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該精神障害者については、当該入院措置を採った日から四週間を経過する日までの間であつて、その症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。**

2 (略)

**(医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)**  
第三十三条の四 医療保護入院者を入れさせている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

(削る)

**第三十三条の五** 精神科病院の管理者は、前条において準用する第二十九条の六及び第二十九条の七に規定する措置のほか、厚生労働省令で定めるところにより、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。

**第三十三条の六** 精神科病院の管理者は、前二条に規定する措置のほか、厚生労働省令で定めるところにより、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。

(応急入院)  
第三十三条の六

(略)

3 2 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場

(略)

(応急入院)  
第三十三条の七

2

(略)

3 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場

合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、第三十三条の六第二項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する精神科病院の管理者は、第二項後段の規定による入院措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該入院措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 第一項に規定する精神科病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による入院措置を採つたときは、直ちに、当該入院措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6・7 (略)

### 第三十三条の七 (略)

(医療保護入院等のための移送)

第三十四条 都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態ないと判定されたものにつき、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第一項の規定による入院をさせるため第三十三条の六第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わな

合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、第三十三条の七第二項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する精神科病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 第一項に規定する精神科病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6・7 (略)

### 第三十三条の八 (略)

(医療保護入院等のための移送)

第三十四条 都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態ないと判定されたものにつき、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第一項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があると

い場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第二項の規定による入院をさせるため第三十三条の六第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3

都道府県知事は、急速を要し、その者の家族等の同意を得ることができない場合において、その指定する指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条の六第一項の規定による入院をさせるため同項に規定する精神科病院に移送することができる。

4

第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は前三項の規定による移送を行う場合について、第三十三条第七項の規定は第二項の規定による移送を行う場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第二項」とあるのは「第三十四条第二項」と「同項又は前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

#### 第四節 入院者訪問支援事業

(入院者訪問支援事業)

第三十五条の二 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち第三十三条第二項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事が選任した者をいう。次項及び次条において同じ。）が、その者

きは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第二項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3

都道府県知事は、急速を要し、その者の家族等の同意を得ることができない場合において、その指定する指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条の七第一項の規定による入院をさせるため同項に規定する精神科病院に移送することができる。

4

第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は前三項の規定による移送を行う場合について、第三十三条第六項の規定は第二項の規定による移送を行う場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第二項」とあるのは「第三十四条第二項」と「同項又は前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生

労働省令で定める支援を行う事業（第三項及び次条において「入院者訪問支援事業」という。）を行うことができる。

2 | 入院者訪問支援員は、その支援を受ける者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその職務を行わなければならない。

3 | 入院者訪問支援事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

#### （支援体制の整備）

第三十五条の三 入院者訪問支援事業を行う都道府県は、精神科病院の協力を得て、精神科病院における入院者訪問支援員による支援の在り方及び支援に関する課題を検討し、支援の体制の整備を図るよう努めなければならない。

### 第五節 精神科病院における処遇等

#### （新設）

### 第四節 精神科病院における処遇等

#### （定期の報告等）

第三十八条の二 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医によればならない。

第三十八条の二 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

(削る)

2 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者（第三十八条の七第一項、第二項若しくは第四項又は第四十条の六第一項若しくは第三項）の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者（厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

(入院措置時及び定期の入院の必要性に関する審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定による入院措置を採つたとき、又は第三十三条第九項の規定による届出（同条第一項若しくは第二項）の規定による入院措置又は同条第六項の規定による入院の期間の更新に係るものに限る。）若しくは前条第一項の規定による報告があつたときは、当該入院措置又は届出若しくは報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに關し審査を求めなければならぬ。

い。  
2 4 (略)

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第二項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに關し審査

2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。  
3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者（第三十八条の七第一項、第二項又は第四項）の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者（厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

(定期の報告等による審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、前条第一項若しくは第二項の規定による報告又は第三十三条第七項の規定による届出（同条第一項又は第二項）の規定による入院措置に係るものに限る。）があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに關し審査を求めなければならない。

い。  
2 4 (略)

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第三項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに關し審査

を求めることができる。

6 (略)

(退院等の請求)

第三十八条の四 精神科病院に入院中の者又はその家族等（その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつてはその者の居住地を管轄する市町村長とし、その家族等の全員が第三十三条第一項若しくは第六項又は第三十四条第一項の規定による同意又は不同意の意思表示を行わなかつた場合にあつてはその者の居住地を管轄する市町村長）は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を探ることを命じることができる。

(退院等の請求による入院の必要性等に関する審査)

第三十八条の五 (略)

2 ～ 6 (略)

(報告徴収等)

第三十八条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第三十三条第一項から第三項までの規定による入院若しくは同条第六項の規定による入院の期間の更新について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

を求める能够である。

6 (略)

(退院等の請求)

第三十八条の四 精神科病院に入院中の者又はその家族等（その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長とし、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を探ることを命じることを求めることができる。

(退院等の請求による審査)

第三十八条の五 (略)

2 ～ 6 (略)

(報告徴収等)

第三十八条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第三十三条第一項から第三項までの規定による入院若しくは同条第六項の規定による入院の期間の更新について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

第三十八条の七 (略)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者、医療保護入院者又は第三十三条第三項若しくは第三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

3 (略)

3 (略)

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十三条の六第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

5 (略)

第六節 虐待の防止

(虐待の防止等)

第四十条の二 精神科病院の管理者は、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待の防止に関する意識の向上のための措置、当該精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）その他

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者、医療保護入院者又は第三十三条第三項若しくは第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十三条の七第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

5 (略)

(新設)

(新設)

の関係者に対する精神障害者の虐待の防止のための研修の実施及び普及啓発、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備及びこれに対処するための措置、その他の当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。  
2 指定医は、その勤務する精神科病院の管理者において、前項の規定による措置が円滑かつ確実に実施されるように協力しなければならない。

(障害者虐待に係る通報等)

第四十条の三 精神科病院において業務従事者による障害者虐待（業務従事者が、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者について行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。）を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかにこれを都道府県に通報しなければならない。

一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。次号において「障害者虐待防止法」という。）第二条第七項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当すること。

二 精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による障害者虐待防止法第二条第七項第一号から第三号までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。

業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができる。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚

(新設)

偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。) をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 | 業務従事者は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

第四十条の四 都道府県が前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(報告徴収等)

第四十条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるとときは、第四十条の二第一項の措置又は第四十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出に關し、精神科病院の管理者に対し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

2 | 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十条の五第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三

(新設)

(新設)

項中「第一項」とあるのは「第四十条の五第一項」と読み替えるものとする。

(改善命令等)

第四十条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第四十条の二第一項の必要な措置が講じられていないと認めるとき、又は第四十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出に係る精神科病院において業務従事者による障害者虐待が行われたと認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を探ることを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神科病院の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十三条の六第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(公表)

第四十条の七 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(新設)

(新設)

(調査及び研究)

第四十条の八 国は、業務従事者による障害者虐待の事例の分析を行ふとともに、業務従事者による障害者虐待の予防及び早期発見のための方策並びに業務従事者による障害者虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

第七節 雜則

第六章 保健及び福祉

第二節 相談及び援助

(精神障害者等に対する包括的支援の確保)

第四十六条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等（精神障害者及び日常生活を営む上で精神保健に関する課題を抱えるもの（精神障害者を除く。）として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。）の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

(正しい知識の普及)

第四十六条の二 (略)

(相談及び援助)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都

(新設)

第五節 雜則

第六章 保健及び福祉

第二節 相談指導等

(新設)

(正しい知識の普及)

第四十六条 (略)

(相談指導等)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都

道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他援助を行わせなければならない。

(略)

3 市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、前二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行わなければならぬ。

4 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

5 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、第四十六条の厚生労働省令で定める者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

6 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うに当たつては、相互に、及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

(略)

3 市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、前二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。

4 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するよう努めなければならない。

(新設)

5 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者へ指導を行うに当たつては、相互に、及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

るよう努めなければならない。

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者等及びその家族等その他他の関係者を訪問して必要な情報の提供、助言その他の援助を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。

2 (略)

(支援体制の整備)

第四十八条の二 都道府県及び市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の活用等により、精神障害者等への支援の体制の整備について、関係機関、関係団体並びに精神障害者等及びその家族等並びに精神障害者等の保健医療及び福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者による協議を行うように努めなければならない。

(都道府県の協力等)

第四十八条の三 都道府県は、市町村（保健所を設置する市を除く。）の求めに応じ、第四十七条第四項及び第五項の規定により当該市町村が行う業務の実施に関し、その設置する精神保健福祉センター及び保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うように努めなければならない。

2 都道府県は、保健所を設置する市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等その他他の関係者を訪問して必要な指導を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。

2 (略)

(新設)

(新設)

「指定都市」という。)を除く。)及び特別区の求めに応じ、第四十七条第一項、第二項及び第五項の規定により当該保健所を設置する市及び特別区が行う業務の実施に關し、その設置する精神保健福祉センターによる技術的事項についての協力その他当該保健所を設置する市及び特別区に対する必要な援助を行うように努めなければならない。

(事業の利用の調整等)

第四十九条 市町村は、精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者に委託することができる。

254 (略)

(指定等)

第五十一条の二 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

254 (略)

(事業の利用の調整等)

第四十九条 市町村は、精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者に委託することができる。

254 (略)

(指定等)

第五十一条の二 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

254 (略)

(業務)

第五十一条の三 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 (略)
- 二 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練等に関する研究開発を行うこと。

三・六 (略)

(センターへの協力)

第五十一条の四 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者及び障害福祉サービス事業を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

(大都市の特例)

第五十一条の十二 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2・3 (略)

(事務の区分)

(業務)

第五十一条の三 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 (略)
- 二 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと。

三・六 (略)

(センターへの協力)

第五十一条の四 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者及び障害福祉サービス事業を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

(大都市の特例)

第五十一条の十二 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に適用があるものとする。

2・3 (略)

(事務の区分)

第五十一条の十三 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の七において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の九、第三十条第一項及び第三十二条、第三十三条の六第一項及び第六項、第五章第四節、第四十条の三、第四十条の七、第六章並びに第五十一条の十一の三第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

### 3 2 (略)

第三十三条第二項及び第六項並びに第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の三第四項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第三十八条の五第五項の規定による退院の命令に違反したとき。
- 三 第三十八条の七第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十八条の七第四項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第四十条の六第三項の規定による命令に違反したとき。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の三第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第三十八条の五第五項の規定による退院の命令に違反した者
- 三 第三十八条の七第二項の規定による命令に違反した者
- 四 第三十八条の七第四項の規定による命令に違反した者

(新設)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の三第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第三十八条の五第五項の規定による退院の命令に違反した者
- 三 第三十八条の七第二項の規定による命令に違反した者
- 四 第三十八条の七第四項の規定による命令に違反した者

第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十一条第四項、第三十三条第三項若しくは第三十三条の六第二項の規定により診察を行つた特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関する知り得た人の秘密を正当な理由がな

第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十一条第四項、第三十三条第三項若しくは第三十三条の七第二項の規定により診察を行つた特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関する知り得た人の秘密を正当な理由がな

く漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## 2 (略)

**第五十三条の三** 第三十五条の二第三項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

**第五十四条** 第十九条の六の十三の規定による停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(削る)

**第二|虚偽の事実を記載して第二十二条第一項の申請をした者は、六**  
月以下**|の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。**

**第五十五条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の六の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第二十七条第一項又は第二項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げたとき。

三 第二十九条の二第一項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第四項において準用する第二十七条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げたとき。

四 第三十八条の三第三項（同条第六項において準用する場合を

く漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## 2 (略)

(新設)

**第五十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**一|第十九条の六の十三の規定による停止の命令に違反した者**  
**二|虚偽の事実を記載して第二十二条第一項の申請をした者**  
(新設)

**第五十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の六の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第二十七条第一項又は第二項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

三 第二十九条の二第一項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同条第四項において準用する第二十七条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

四 第三十八条の三第三項（同条第六項において準用する場合を

含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五 第三十八条の五第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 第三十八条の六第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

七 精神科病院の管理者が、第三十八条の六第二項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第四十条の五第一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

九 第五十一条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第三十八条の六第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第三十八条の六第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 第三十八条の六第二項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告をした精神科病院の管理者

(新設)

八 第五十一条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

の他の従業者が、その法人又は人の業務に関する第五十二条、第五十四条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条の四の二（第二十一条第五項、第三十三条第四項及び第三十三条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二（六）（略）

七 第三十三条第九項の規定に違反した者

八 第三十三条第六第五項の規定に違反した者

九 第三十八条の二第一項の規定に違反した者

の他の従業者が、その法人又は人の業務に関する第五十二条、第五十四条第一号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条の四の二（第二十一条第五項、第三十三条第四項及び第三十三条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二（六）（略）

七 第三十三条第七項の規定に違反した者

八 第三十三条第七第五項の規定に違反した者

九 第三十八条の二第一項又は同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反した者

○

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）（第九条関係）  
【令和五年四月一日・令和六年四月一日施行】

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
目次		
第一章～第二章の二　（略）	第一章～第二章の二　（略）	
第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等	第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等	
第一節 （略）	第一節 （略）	
第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徵 收	第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徵 收	
第一款 （略）	第一款 （略）	
第二款 障害者雇用納付金の徵收（第五十三条～第六十八条 ）	第二款 障害者雇用納付金の徵收（第五十三条～第七十二条 ）	
第三節 特定短時間労働者等に関する特例（第六十九条～第七 十二条）	第三節 対象障害者以外の障害者に関する特例（第七十三条～ 七十四条）	
第四節 対象障害者以外の障害者に関する特例（第七十三条～ 七十四条）	第四節 対象障害者以外の障害者に関する特例（第七十三条～ 七十四条）	
第五節 障害者の在宅就業に関する特例（第七十四条の一～第 七十四条の三）	第五節 障害者の在宅就業に関する特例（第七十四条の一～第 七十四条の三）	
第三章の二～第五章　（略）	第三章の二～第五章　（略）	
附則	附則	
（事業主の責務）	（事業主の責務）	
第五条 全て事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基 づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとす る努力に対しても協力する責務を有するものであつて、その有する	第五条 すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基 づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとす る努力に対しても協力する責務を有するものであつて、その有する	

能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理並びに職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことによりその雇用の安定を図るように努めなければならない。

(障害者職業総合センター)

第二十条 障害者職業総合センターは、次に掲げる業務を行う。

一・三 (略)

四 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、第二十

七条第二項の障害者就業・生活支援センター、就労支援事業者

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十三項に規定する就労移行支援を行う事業者をいう。第二十二条第五号において同じ。)その他の関係機関及びこれらの機関の職員に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導、研修その他の援助を行うこと。

五・六 (略)

(地域障害者職業センター)

第二十二条 地域障害者職業センターは、都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行う。

一・四 (略)

五 第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センター、就労支援事業者(その他の関係機関及びこれらの機関の職員に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、研修その他の援助を行うこと)。

六 (略)

(対象障害者の雇用に関する事業主の責務)

る能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るために努めなければならない。

(障害者職業総合センター)

第二十条 障害者職業総合センターは、次に掲げる業務を行う。

一・三 (略)

四 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、第二十

七条第二項の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導その他の援助を行うこと。

五・六 (略)

(地域障害者職業センター)

第二十二条 地域障害者職業センターは、都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行う。

一・四 (略)

五 第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うこと。

六 (略)

(対象障害者の雇用に関する事業主の責務)

### 第三十七条（略）

2 この章、第八十六条第二号及び附則第三条から第六条までにおいて「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。第四節及び第七十九条第一項を除き、以下同じ。）をいう。

（特定事業主に雇用される労働者に関する特例）

### 第四十五条の三（略）

2 この条において「事業協同組合等」とは、事業協同組合、有限责任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合（中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げるものに限る。）のみがその組合員となつていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものに限る。次項第四号及び第七項において「特定有限責任事業組合」という。）その他の特別の法律により設立された組合であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一（略）

四 特定有限責任事業組合にあつては、解散の事由が生じた場合に講ずることが必要な措置として厚生労働省令で定める措置のうち、当該特定有限責任事業組合が講ずることとするもの

4（6）（略）  
7 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る事業協同組合等及び特定事業主について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定を取

### 第三十七条（略）

2 この章、第八十六条第二号及び附則第三条から第六条までにおいて「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。第三節及び第七十九条第一項を除き、以下同じ。）をいう。

（特定事業主に雇用される労働者に関する特例）

### 第四十五条の三（略）

2 この条において「事業協同組合等」とは、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて厚生労働省令で定められるものをいう。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一（3）（略）

（新設）

7 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る事業協同組合等及び特定事業主について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取

係る特定有限責任事業組合が第二項の厚生労働省令で定める要件を満たさなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(納付金関係業務)

第四十九条 厚生労働大臣は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う。  
一 事業主（特殊法人を除く。以下この節及び第五節において同じ。）で次条第一項の規定に該当するものに対して、同項の障害者雇用調整金を支給すること。

（削る）

二・三 (略)

四 対象障害者である労働者を雇用する事業主であつて、次のいずれかを行うものに対して、その要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ イ (略)

ロ 加齢に伴つて生ずる心身の変化により職場への適応が困難となつた対象障害者である労働者の雇用の継続のために必要な措置となる当該労働者が職場に適応することを容易にするための

ハ ハ (略)

(納付金関係業務)

第四十九条 厚生労働大臣は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う。

一 事業主（特殊法人を除く。以下この節及び第四節において同じ。）で次条第一項の規定に該当するものに対して、同項の障害者雇用調整金を支給すること。

二の二 特に短い労働時間以外での労働が困難な状態にある対象障害者を特定短時間労働者（短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間の範囲内にある者をいう。以下この号において同じ。）として雇い入れる事業主又は対象障害者である特定短時間労働者を雇用する事業主に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続の促進を図るための特例給付金を支給すること。

二・三 (略)

四 対象障害者である労働者を雇用する事業主であつて、次のいずれかを行うものに対して、その要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ イ (略)

ロ (新設)

ハ ハ (略)

り消すことができる。

四の二～七 (略)

七の二 対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るために必要な対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の事業を行うものに対して、当該援助の事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

八～十一 (略)

2

(障害者雇用調整金の支給)

第五十条 機構は、政令で定めるところにより、各年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、第五十四条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月（当該年度の中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。以下同じ。）ごとの初日におけるその雇用する対象障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数（以下この項において「超過数」という。）を単位調整額に乗じて得た額（超過数が政令で定める数を超えるときは、当該政令で定める数を単位調整額に乗じて得た額に、当該超過数から当該政令で定める数を減じた数を次項の政令で定める金額に満たない範囲内において厚生労働省令で定める金額に乗じて得た額を加えた額）に相当する金額を、当該年度分の障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）として支給する。

(助成金の支給)

四の二～七 (略)

（新設）

八～十一 (略)

2

(障害者雇用調整金の支給)

第五十条 機構は、政令で定めるところにより、各年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、第五十四条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月（当該年度の中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。以下同じ。）ごとの初日におけるその雇用する対象障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数（以下この項において「超過数」という。）を単位調整額に乗じて得た額（超過数が政令で定める数を超えるときは、当該政令で定める数を単位調整額に乗じて得た額に、当該超過数から当該政令で定める数を減じた数を次項の政令で定める金額に満たない範囲内において厚生労働省令で定める金額に乗じて得た額を加えた額）に相当する金額を、当該年度分の障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）として支給する。

2～6 (略)

(特例給付金及び助成金の支給)

**第五十一条** 機構は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従つて第四十九条第一項第二号から第七号の二までの助成金を支給する。

2 前項の助成金の支給については、対象障害者の職業の安定を図るため講じられるその他の措置と相まって、対象障害者の雇用が最も効果的かつ効率的に促進され、及び継続されるように配慮されなければならない。

（障害者雇用納付金の徴収及び納付義務）

**第五十三条** 機構は、第四十九条第一項第一号の調整金及び同項第二号から第七号の二までの助成金の支給に要する費用、同項第八号及び第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるとところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

2 （略）

第三節 特定短時間労働者等に関する特例

（雇用義務に係る規定の特定短時間勤務職員についての適用に関する特例）

**第六十九条** 第三十八条第一項の対象障害者である職員の数の算定に当たつては、同条第三項及び第五項の規定にかかわらず、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間勤務職員（短時間勤務職員のうち、一週間の勤務時間が厚生労働大臣の定める時間の範囲内にある職員をいう。）は、その一人をもつて、第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である職員に

**第五十一条** 機構は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従つて第四十九条第一項第一号の二の特例給付金及び同項第二号から第七号までの助成金を支給する。

2 前項の特例給付金及び助成金の支給については、対象障害者の職業の安定を図るため講じられるその他の措置と相まって、対象障害者の雇用が最も効果的かつ効率的に促進され、及び継続されるように配慮されるよう配慮されなければならない。

（障害者雇用納付金の徴収及び納付義務）

**第五十三条** 機構は、第四十九条第一項第一号の調整金、同項第一号の二の特例給付金及び同項第二号から第七号までの助成金の支給に要する費用、同項第八号及び第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

2 （略）

（新設）

第六十九条から第七十二条まで 削除

相当するものとみなす。

（雇用義務に係る規定の特定短時間労働者についての適用に関する特例）

第七十条 第四十三条第一項、第四十四条第一項第一号、第四十五条第二第一項第三号、第四十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第四十六条第一項の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、第四十三条第三項及び第五項、第四十四条第三項並びに第四十五条の二第四項及び第六項（第四十五条の三第六項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間の範囲内にある労働者をいい、当該算定に係る事業主から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項の指定障害福祉サービス（同法第五条第十四項に規定する就労継続支援であつて、厚生労働省令で定める便宜を供与するものに限る。）を受けている者を除く。以下同じ。）は、その一人をもつて、第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

（納付金関係業務に係る規定の特定短時間労働者についての適用に関する特例）

第七十一条 第五十条第一項並びに第五十五条第一項及び第二項の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、第五十条第四項及び第五十五条第三項において準用する第四十五条の二第四項及び第六項の規定にかかわらず、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者は、その一人をもつて

、第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

## 第七十二条 削除

### 第四節・第五節 (略)

#### (在宅就業障害者特例調整金)

##### 第七十四条の二 (略)

2 (略)  
10

11 第二項の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、前項において準用する第四十五条の二第四項及び第六項の規定にかかるわらず、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者は、その一人をもつて、第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

#### (在宅就業支援団体)

##### 第七十四条の三 (略)

2 (略)  
3

4 厚生労働大臣は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。  
一 常時五人以上の在宅就業障害者に対して、次に掲げる業務のすべてを継続的に実施していること。

イヽニ (略)

### 第三節・第四節 (略)

#### (在宅就業障害者特例調整金)

##### 第七十四条の二 (略)

2 (新設)  
10

#### (在宅就業支援団体)

##### 第七十四条の三 (略)

2 (略)  
3

4 厚生労働大臣は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手續は、厚生労働省令で定める。  
一 常時十人以上の在宅就業障害者に対して、次に掲げる業務のすべてを継続的に実施していること。

イヽニ (略)

二 前号イからニまでに掲げる業務（以下「実施業務」という。）

）の対象である障害者に係る障害に関する知識及び当該障害に係る障害者の援助を行う業務に従事した経験並びに在宅就業障害者に対し提供する就業の機会に係る業務の内容に関する知識を有する者（次号において「従事経験者」という。）が実施業務を実施していること。

三 前号に掲げる者のほか、実施業務を適正に行うための管理者（従事経験者である者に限る。）が置かれていること。

四 （略）

5～22 （略）

## 附 則

（雇用する労働者の数が百人以下の事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置）

第四条 その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主（特殊法人を除く。以下この条において同じ。）については、当分の間、第四十九条第一項第一号、第五十条並びに第三章第二節第二款及び第五節の規定は、適用しない。

2 （略）

3 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する対象障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数又は厚生労働省

二 前号イからニまでに掲げる業務（以下「実施業務」という。）

）の対象である障害者に係る障害に関する知識及び当該障害に係る障害者の援助を行う業務に従事した経験並びに在宅就業障害者に対し提供する就業の機会に係る業務の内容に関する知識を有する者（次号において「従事経験者」という。）が実施業務を実施し、その人数が二人以上であること。

三 前号に掲げる者のほか、実施業務を適正に行うための専任の管理者（従事経験者である者に限る。）が置かれていること。

四 （略）

5～22 （略）

## 附 則

（雇用する労働者の数が百人以下の事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置）

第四条 その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主（特殊法人を除く。以下この条において同じ。）については、当分の間、第四十九条第一項第一号、第五十条並びに第三章第二節第二款及び第四節の規定は、適用しない。

2 （略）

3 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する対象障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数又は厚生労働省

令で定める数のいずれか多い数を超える事業主（以下この条において「対象事業主」という。）に対して、その超える数（以下この項において「超過数」という。）を第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乗じて得た額（超過数が同条第一項の政令で定める数以上の数で厚生労働省令で定める数を超えるときは、当該厚生労働省令で定める数を同条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乘じて得た額に、当該超過数から当該厚生労働省令で定める数を減じた数を当該厚生労働省令で定める額に満たない範囲内において厚生労働省令で定める額に乘じて得た額を加えた額）に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

9 | 4～8 (略)  
第三項及び第四項の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、前項において準用する第四十五条の二第四項及び第六項並びに第七十四条の二第十項の規定にかかわらず、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者は、その一人をもつて、第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

10 | (略)

令で定める数のいずれか多い数を超える事業主（以下この条において「対象事業主」という。）に対して、その超える数を第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

9 | 4～8 (略)  
(新設)

10 | (略)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）（第十条関係）  
【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（障害者職業センターとの連携等）	（障害者職業センターとの連携）	
<p>第十二条（略）</p> <p>2 公共職業安定所及び第十九条第一項に規定する障害者職業センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する就労選択支援を受けた者から同項の結果の提供を受けたときは、その結果を参考として、前条及び前項の適性検査、職業指導等を行うものとする。</p> <p>（障害者職業総合センター）</p> <p>第二十条 障害者職業総合センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センター、就労支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十三項に規定する就労選択支援又は同条第十四項に規定する就労移行支援を行う事業者をいう。第二十二条第五号において同じ。）その他の関係機関及びこれらの機関の職員に対する職務助言、指導、研修その他の援助を行うこと。</p> <p>五・六 （略）</p>	<p>第十二条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（障害者職業総合センター）</p> <p>第二十条 障害者職業総合センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センター、就労支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する就労移行支援を行う事業者をいう。第二十二条第五号において同じ。）その他の関係機関及びこれらの機関の職員に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導、研修その他の援助を行うこと。</p> <p>五・六 （略）</p>	

（雇用義務に係る規定の特定短時間労働者についての適用に関する特例）

第七十条 第四十三条第一項、第四十四条第一項第二号、第四十五条の二第一項第三号、第四十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第四十六条第一項の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、第四十三条第三項及び第五項、第四十四条第三項並びに第四十五条の二第四項及び第六項（第四十五条の三第六項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間の範囲内にある労働者をいい、当該算定に係る事業主から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項の指定障害福祉サービス（同法第五条第十五項）に規定する就労継続支援であつて、厚生労働省令で定める便宜を供与するものに限る。）を受けている者を除く。以下同じ。）は、その一人をもつて、第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

（雇用義務に係る規定の特定短時間労働者についての適用に関する特例）

第七十条 第四十三条第一項、第四十四条第一項第二号、第四十五条の二第一項第三号、第四十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第四十六条第一項の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、第四十三条第三項及び第五項、第四十四条第三項並びに第四十五条の二第四項及び第六項（第四十五条の三第六項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間の範囲内にある労働者をいい、当該算定に係る事業主から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項の指定障害福祉サービス（同法第五条第十四項）に規定する就労継続支援であつて、厚生労働省令で定める便宜を供与するものに限る。）を受けている者を除く。以下同じ。）は、その一人をもつて、第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

○

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）（抄）（第十一条関係）  
【令和五年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第五条 （特定医療費の支給） （略）	第五条 （特定医療費の支給） （略）	第五条 （特定医療費の支給） （略）
<p>2 特定医療費の額は、一月につき、第一号に掲げる額（当該指定特定医療に食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定特定医療に生活療養（同条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。</p> <p>一 同一の月に受けた指定特定医療（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の家計の負担能力、当該支給認定を受けた指定難病の患者の治療状況、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者と同一の世帯に属する他の支給認定を受けた指定難病の患者及び児童福祉法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。第三十二条第四項において同じ。）の数その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十（当該支給認定を受けた指定難病の患者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者であつて、同法第六十七</p>	<p>2 特定医療費の額は、一月につき、第一号に掲げる額（当該指定特定医療に食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定特定医療に生活療養（同条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。</p> <p>一 同一の月に受けた指定特定医療（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の家計の負担能力、当該支給認定を受けた指定難病の患者の治療状況、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者と同一の世帯に属する他の支給認定を受けた指定難病の患者及び児童福祉法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る同法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の数その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十（当該支給認定を受けた指定難病の患者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者であつて、同法第六十七</p>	

十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者であつて、同法第六十七条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合その他政令で定める場合にあつては、百分の十）に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額

二・三 （略）

3 （略）

（支給認定等）

第七条 （略）

2～4 （略）

5 支給認定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日に遡つてその効力を生ずる。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当する者 指定医が、当該者の病状の程度が同号の厚生労働大臣が定める程度であると診断した日、又は当該支給認定の申請のあつた日から当該申請に通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前の日のいづれか遅い日

6～8 （略）

（療養生活環境整備事業）

第二十八条 （略）

2 （略）

3 第一項の規定により同項第一号に掲げる事業を行う都道府県及び前項の規定による委託を受けて当該委託に係る事業を実施する

条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合その他政令で定める場合にあつては、百分の十）に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額

二・三 （略）

3 （略）

（支給認定等）

第七条 （略）

2～4 （略）

5 支給認定は、その申請のあつた日に遡つてその効力を生ずる。

二 第一項第二号に掲げる場合に該当する者 当該者が同号の政令で定める基準に該当することとなつた日の翌日、又は当該支給認定の申請のあつた日から当該申請に通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前の日のいづれか遅い日

6～8 （略）

（療養生活環境整備事業）

第二十八条 （略）

2 （略）

3 第一項の規定により同項第一号に掲げる事業を行う都道府県及び前項の規定による委託を受けて当該委託に係る事業を実施する

者は、同号に掲げる事業及び当該委託に係る事業の効果的な実施のために、指定医療機関及び難病の患者の福祉又は雇用その他の難病の患者に対する支援に関する業務を行う関係機関との連携に努めなければならない。

4  
(略)

(難病対策地域協議会)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により協議会が置かれた都道府県、保健所を設置する市及び特別区の区域について児童福祉法第十九条の二十三第一項の規定により小児慢性特定疾病対策地域協議会が置かれている場合には、当該協議会及び小児慢性特定疾病対策地域協議会は、難病の患者及び小児慢性特定疾病児童等への支援体制の整備を図り、かつ、小児慢性特定疾病児童等に対し必要な医療等を切れ目なく提供するため、相互に連携を図るよう努めるものとする。

者は、同号に掲げる事業及び当該委託に係る事業の効果的な実施のために、指定医療機関その他の関係者との連携に努めなければならない。

4  
(略)

(難病対策地域協議会)

第三十二条 (略)

2・3 (略)  
(新設)

○

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）（抄）（第十二条関係）  
**【令和六年四月一日施行】**

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
	目次		
1	第一章～第三章 （略）	第一章～第三章 （略）	
2	第四章 調査及び研究（第二十七条～第二十七条の十）	第四章 調査及び研究（第二十七条）	
3	第五章～第七章 （略）	第五章～第七章 （略）	
4	第八章 罰則（第四十三条～第五十一条）	第八章 罚則（第四十三条～第四十七条）	
5	附則	附則	
	（調査及び研究の推進）		
1	第二十七条 国は、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究並びに難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るための調査及び研究を推進するものとする。	第二十七条 国は、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進するものとする。	
2	（略）	（新設）	
3	厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により地方公共団体、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を行う者、難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るための調査及び研究を行う者、医師、難病の患者及びその家族その他の関係者に対して積極的に提供するものとする。	厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を行う者、医師、難病の患者及びその家族その他の関係者に対して積極的に提供するものとする。	
4	（略）	（新設）	
5	都道府県は、厚生労働大臣に対し、指定難病の患者に係る指定難病の病名、病状の程度その他の厚生労働省令で定める指定難病		

の患者に関する情報（厚生労働省令で定めるところにより指定難病の患者その他厚生労働省令で定める者の同意を得た情報に限る。以下「同意指定難病関連情報」という。）を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

（難病に関する調査及び研究の推進等のための匿名指定難病関連情報の利用又は提供）

第二十七条の二 厚生労働大臣は、難病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に資するため、匿名指定難病関連情報（同意指定難病関連情報に係る特定の指定難病の患者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる同意指定難病関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した同意指定難病関連情報をいう。以下同じ。）を利用して、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名指定難病関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 難病対策に関する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保又は難病の患者の療養生活の質の維持向上に資する研究
- 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉の分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

2 |

（新設）

用又は提供を行う場合には、当該匿名指定難病関連情報を児童福祉法第二十一条の四の二第一項に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

③

厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名指定難病関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

(照合等の禁止)

第二十七条の三 前条第一項の規定により匿名指定難病関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名指定難病関連情報利用者」という。）は、匿名指定難病関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名指定難病関連情報の作成に用いられた同意指定難病関連情報に係る本人を識別するために、当該同意指定難病関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）若しくは匿名指定難病関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名指定難病関連情報を他の情報と照合してはならない。

(消去)

第二十七条の四 匿名指定難病関連情報利用者は、提供を受けた匿名指定難病関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名指定難病関連情報を消去しなければならない。

(新設)

(新設)

(安全管理措置)

第二十七条の五 匿名指定難病関連情報利用者は、匿名指定難病関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名指定難病関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第二十七条の六 匿名指定難病関連情報利用者又は匿名指定難病関連情報利用者であつた者は、匿名指定難病関連情報の利用に関して知り得た匿名指定難病関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第二十七条の七 厚生労働大臣は、この章（第二十七条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、匿名指定難病関連情報利用者（國の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させ、若しくは匿名指定難病関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿名指定難病関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十二条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(是正命令)

第二十七条の八 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利用者が第二十七条の三から第二十七条の六までの規定に違反していると

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所等への委託)

第二十七条の九 厚生労働大臣は、第二十七条第一項に規定する調査及び研究並びに第二十七条の二第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所その他厚生労働省令で定める者（次条第一項及び第三項において「医薬基盤・健康・栄養研究所等」という。）に委託することができる。

(手数料)

第二十七条の十 匿名指定難病関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、医薬基盤・健康・栄養研究所等が第二十七条の二第一項の規定による匿名指定難病関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、医薬基盤・健康・栄養研究所等）に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他難病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に資するために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により医薬基盤・健康・栄養研究所等に納められた手数料は、医薬基盤・健康・栄養研究所等の収入とする。

(新設)

(新設)

(療養生活環境整備事業)

第二十八条 (略)

(療養生活環境整備事業)

2 都道府県は、前項に規定する事業のほか、療養生活環境整備事業として、指定難病の患者が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにするため、指定難病

要支援者証明事業（指定難病の患者に対し、指定難病にかかるている旨その他の厚生労働省令で定める事項を書面その他の厚生労働省令で定める方法により証明する事業をいう。）を行うよう努めるものとする。

3 都道府県は、医療機関その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項第一号に掲げる事業の全部又は一部を委託することができます。

4 (略)

5 第三項の規定による委託を受けて当該委託に係る事業を実施する者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（難病相談支援センター）

第二十九条 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定による委託を受けた者は、当該委託に係る事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、難病相談支援センターを設置することができる。

第四十四条 第二十八条第五項又は第三十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反

（新設）

2 都道府県は、医療機関その他の厚生労働省令で定める者に対し、前項第一号に掲げる事業の全部又は一部を委託することができます。

3 (略)

4 第二項の規定による委託を受けて当該委託に係る事業を実施する者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（難病相談支援センター）

第二十九条 (略)

2 (略)

3 前条第二項の規定による委託を受けた者は、当該委託に係る事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、難病相談支援センターを設置することができる。

第四十四条 第二十八条第四項又は第三十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（新設）

為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十七条の六の規定に違反して、匿名指定難病関連情報の利用に関して知り得た匿名指定難病関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

二 第二十七条の八の規定による命令に違反したとき。

**第四十六条** 正当な理由がないのに、第二十七条の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

#### 第四十七条 (略)

**第四十八条** 第四十五条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

**第四十九条** 法人（法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、第四十五条又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。  
2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、

(新設)

#### 第四十五条

(新設)

(略)

その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十条・第五十一条 (略)

第四十六条・第四十七条 (略)

○

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）（第十三条関係）  
【令和五年四月一日・公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第九条 (略)	第九条 (略)	第九条 (略)
<p>2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項及び第十八条において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に入所している身体障害者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設（以下この項及び次項において「介護保険特定施設」という。）に入居し、又は同条第二十五項に規定する介護保険施設（以下この項及び次項において「介護保険施設」という。）に入所している身体障害者及び老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第十二条第一項第一号の規定により入所措置が採られて同法第</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項及び第十八条において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。）については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、障害者支援施設又は救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設（以下この項において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設</p>	<p>（援護の実施者）</p>

二十九条の四に規定する養護老人ホーム（以下この項において「養護老人ホーム」という。）に入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所等身体障害者」という。）については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、障害者支援施設、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設、介護保険特定施設若しくは介護保険施設又は養護老人ホーム（以下この条において「特定施設」という。）への入所又は入居の前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所又は入居をしている特定施設入所等身体障害者（以下この項において「継続入所等身体障害者」という。）については、最初に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所身体障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地）の市町村が、この法律

に定める援護を行うものとする。

入所身体障害者（以下この項において「継続入所身体障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地（市町村が、この法律に定める援護を行うものとする）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

3 前二項の規定にかかるわらず、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第五項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなされる場合を含む。）が採られて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項の主務省令で定める施設に入所していた身体障害者又は身体に障害のある児童福祉法第四条第一項に規定する児童（以下この項において「身体障害者等」という。）が、継続して、第十

3 前二項の規定にかかるわらず、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第五項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなされる場合を含む。）が採られて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項の主務省令で定める施設に入所していた身体障害者又は身体に障害のある児童福祉法第四条第一項に規定する児童（以下この項において「身体障害者等」という。）が、継続して、第十

八条第二項の規定により入所措置が採られて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により、若しくは老人福祉法第十二条第一項第一号の規定により入所措置が採られて特定施設（介護保険特定施設及び介護保険施設を除く。）に入所した場合又は介護保険特定施設若しくは介護保険施設に入所若しくは入居をした場合は、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日以前に当該身体障害者等の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいなか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない身体障害者等については、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める援護を行うものとする。

4 前二項の規定による情報の提供並びに同項第三

号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。

- 5 (略)
- 6 市町村は、前項第二号の規定による情報の提供並びに同項第三号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。

7 (略)

- 5 (略)
- 6 市町村は、前項第一号の規定による情報の提供並びに同項第三号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。

7 (略)

八条第二項の規定により入所措置が採られて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に当該身体障害者等の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいなか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない身体障害者等については、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める援護を行うものとする。

(連絡調整等の実施者)

第十条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イヽハ (略)

ニ 必要に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十六項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

2・3 (略)

(身体障害者相談員)

第十二条の三 (略)

2・3 (略)

4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（第十八条の二において「障害福祉サービス事業」という。）、同法第五条第十九項に規定する一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

5 (略)

(連絡調整等の実施者)

第十条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イヽハ (略)

ニ 必要に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

2・3 (略)

(身体障害者相談員)

第十二条の三 (略)

2・3 (略)

4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（第十八条の二において「障害福祉サービス事業」という。）、同法第五条第十八項に規定する一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

5 (略)

○ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）（第十四条関係）

【令和五年四月一日・公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第九条 （略）  （更生援護の実施者）	2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適切な施設（以下この項において「その他の適切な施設」という。）に入所している知的障害者、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設（以下この項及び次項において「介護保険特定施設」という。）	2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適切な施設（以下この項において「その他の適切な施設」という。）に入所している知的障害者（以下の項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
第九条 （略）  （更生援護の実施者）	2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適切な施設（以下この項において「その他の適切な施設」という。）に入所している知的障害者（以下の項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため	（傍線の部分は改正部分）

)に入居し、又は同条第二十五項に規定する介護保険施設（以下の項及び次項において「介護保険施設」という。）に入所して、いる知的障害者及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム（以下この項において「養護老人ホーム」という。）に入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所等知的障害者」という。）については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設（以下この条において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所して、他の適当な施設、介護保険特定施設若しくは介護保険施設又は養護老人ホーム（以下この条において「特定施設」という。）への入所又は入居をしている特定施設入所等知的障害者（以下この項において「継続入所等知的障害者」という。）については、最初に入所又は入居をした特定施設への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行なうものとする。ただし、特定施設への入所又は入居の前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所等知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行なうものとする。

の法律第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設（以下この条において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所して、他の適当な施設、介護保険特定施設若しくは介護保険施設又は養護老人ホーム（以下この条において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行なうものとする。ただし、特定施設への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行なうものとする。

3 前二項の規定によることとする。

前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二项の規定により措置（同法第三十一条第五項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなされる

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二项の規定により措置（同法第三十一条第五項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなされる

場合を含む。)が採られて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項の主務省令で定める施設に入所していた知的障害者が、継続して、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて、同法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により、若しくは老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて特定施設(介護保険特定施設及び介護保険施設を除く。)に入所した場合又は介護保険特定施設若しくは介護保険施設に入所若しくは入居をした場合は、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に当該知的障害者の保護者であつた者(以下この項において「保護者であつた者」という。)が有した居住地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいなないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない知的障害者については、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める更生援護を行うものとする。

場合を含む。）が採られて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項の主務省令で定める施設に入所していた知的障害者が、継続して、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて、同法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に当該知的障害者の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない知的障害者については、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める更生援護を行うものとする。

4 前二項の規定の適用を受ける知的障害者が入所し、又は入居している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該知的障害者に対しこの法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

4 前二項の規定の適用を受ける知的障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該知的障害者に対し、この法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

第十一條（略）  
（連絡調整等の実施者）

2 都道府県は、前項第二号口に規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う

第十一條（略）

2 都道府県は、前項第二号ロに規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う

者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者相談員)

第十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、知的障害者又はその保護者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（第二十一条において「障害福祉サービス事業」という。）、同法第五条第十九項に規定する一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

5 (略)

者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者相談員)

第十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、知的障害者又はその保護者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（第二十一条において「障害福祉サービス事業」という。）、同法第五条第十八項に規定する一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

5 (略)

○

精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）（抄）（第十五条関係）

【令和六年四月一日・公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

現行	案	改正	定義
			<p>第二条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもつて、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十九項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。）の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。</p>

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第二十四条関係）  
【令和五年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改

正

案

現

行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
（略）	（略）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）	一・二（略） 三 第三十三条第二項及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
（略）	（略）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）	一・二（略） 三 第三十三条第三項及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第二十五条関係）  
【令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
法律 (略)	事務 (略)	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
（略）	（略）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）
（略）	（略）	一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十 九条の八、第十九条の九第一項、同条第 二項（第三十三条の七において準用する 場合を含む。）、第十九条の十一、第二 十九条の九、第三十条第一項及び第三十 一条、第三十三条の六第一項及び第六項 、第五章第四節、第四十条の三、第四十 条の七、第六章並びに第五十一条の十一 の三第二項を除く。）の規定により都道 府県が処理することとされている事務	一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十 九条の八、第十九条の九第一項、同条第 二項（第三十三条の八において準用する 場合を含む。）、第十九条の十一、第二 十九条の七、第三十条第一項及び第三十 一条、第三十三条の七第一項及び第六項 、第六章並びに第五十一条の十一の三第 二項を除く。）の規定により都道府県が 処理することとされている事務
（略）	（略）	二 （略） 三 第三十三条第二項及び第六項並びに第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	二 （略） 三 第三十三条第二項及び第三十四条第二 項の規定により市町村が処理することと されている事務

【令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

現行	案	改正	現行
<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二十第三項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二十第三項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第</p>			

四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第十九条の二十第四項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項の規定により医療機関に対する医療等に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の九又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3  
3  
6  
（略）

四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第十九条の二十第四項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項の規定により医療機関に対する医療等に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3  
3  
6  
（略）

○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）（抄）（附則第二十七条関係）  
【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
3 (略)	<p>第二条（略）</p> <p>（無償貸付）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人、学校法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方公共団体において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に供する場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するとき）に限る。）。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用</p>	<p>第二条（略）</p> <p>（無償貸付）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人、学校法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方公共団体において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に供する場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するとき）に限る。）。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）の用</p>
4 (略)	四・七（略）	

[REDACTED]

○

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）（抄）（附則第二十七条関係）  
【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
2 (略)	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業</p>
2 (略)	<p>九〇十四 （略）</p>	

○

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）（抄）（附則第二十一条関係）  
【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

(傍線の部分は改正部分)

	現 行	改 正 案	
4 13 七 （略）	（定義） 第二条（略） 3 2 この法律において「特定介護保険施設等」とは、次に掲げる施 設又は事業のうち、経営者が退職手当共済契約の申込みに当たり 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に申し出た もの又は共済契約者が機構に申し出たもの（第四条の二第一項の 規定により機構が承諾したものに限る。）をいう。 一（五）（略） 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七十九条第二項の規定による届出がされた障害福祉サービ ス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 療養介護、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援 、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援 助を行う事業及び移動支援事業	（定義） 第二条（略） 3 2 この法律において「特定介護保険施設等」とは、次に掲げる施 設又は事業のうち、経営者が退職手当共済契約の申込みに当たり 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に申し出た もの又は共済契約者が機構に申し出たもの（第四条の二第一項の 規定により機構が承諾したものに限る。）をいう。 一（五）（略） 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第七十九条第二項の規定による届出がされた障害福祉サービ ス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行う事業及 び移動支援事業	
4 13 七 （略）			

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第二十九条関係）  
**【令和六年四月一日施行】**

（傍線の部分は改正部分）

		改	正	案	現	行	
		別表第三（第三十条の十一関係）					
		提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務	提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務	提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務
事	五の七 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による同法第五条第一項の特定医療費の支給又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による同法第五条第一項の特定医療費の支給又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による同法第五条第一項の特定医療費の支給又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)
事	六の二 都道府県知事	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の児童慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の二第二第四項の児童慢性特定疾患要支援者証明事業の実施、	(略)	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の児童慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所	(略)	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の児童慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所	(略)

同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の三～二十九 略)	(略)
	<p>給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

## 別表第五（第三十条の十五関係）

一六の四

六の五 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七八  
(略)

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若し

くは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾患要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育

## 別表第五（第三十条の十五関係）

一六の四

六の五 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七八

七八  
(略)

八の一 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若し

くは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の

の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三～三十四　（略）

六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（附則第三十条関係）  
【令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第九条（略） (立入調査等)</p> <p>2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五第二項の規定を適用する。</p>	<p>第九条（略） (立入調査等)</p> <p>2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。</p>

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）（抄）  
 （附則第三十一条関係）【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	第六条 （略） 25	改 正 案	現 行
6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公営賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは登録サービス付き高齢者向け住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第一号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関する事項を記載することができる。	6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公営賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは登録サービス付き高齢者向け住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第一号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関する事項を記載することができる。	6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公営賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは登録サービス付き高齢者向け住宅を整備することができる。	6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公営賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは登録サービス付き高齢者向け住宅を整備することができる。
79 （略）	79 （略）	79 （略）	79 （略）

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）

（附則第三十二条関係）【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	現行	案	改正	改訂
	（社会福祉施設等の災害復旧に関する補助）	（社会福祉施設等の災害復旧に関する補助）	第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。	第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。
一 施設	（略）	（略）	二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第二項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する短期入所又は同条第十八項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する	二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第二項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する短期入所又は同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する
三 施設	（略）	（略）	三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第二項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する短期入所又は同条第十八項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する	三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第二項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する短期入所又は同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する

を設置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

一・二　（略）

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十八項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

四　（略）

（略）

5　4

国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一　（略）

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第一項の規定により特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する

を設置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

一・二　（略）

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援又は同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

四　（略）

（略）

5　4

国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一　（略）

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第一項の規定により特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する

短期入所又は同条第十八項に規定する共同生活援助に限る。) の事業の用に供する施設

6 三  
(略)

短期入所又は同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。) の事業の用に供する施設

6 三  
(略)

○

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）  
 （附則第三十三条関係）【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	現行	改正案	改訂
（定義）			
第二条（略）			
2・3（略）			
4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第二百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十七項に規定する移動支援事業、同条第二十八項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十九項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。	4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第二百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。		
5・8（略）			

○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）（抄）  
 （附則第三十四条関係）【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第一条　（略）	（定義） 2 この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。  一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	（定義） 2 この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。  一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
二・三　（略）	（略）	（略）
3 3 7		

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）  
（附則第三十五条関係）【令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

事 九 十八 都 道 府 県 知 事	八 九 七 (略)	別表第一（第九条関係） 一 六 の 二 (略)	改	正	案	現行
			七 都 道 府 県 知 事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)
指定難病要支援者証明事業の実施	九 十八 都 道 府 県 知 事	八 九 七 (略)	別表第一（第九条関係） 一 六 の 二 (略)	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	行

九十九（百一 ）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	に関する事務であつて主務省令で定めるもの
長 市町村	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報	長 市町村	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報	に関する事務であつて主務省令で定めるもの
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

九十九（百一 ）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	するもの
長 市町村	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報	長 市町村	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報	するもの
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

十四 府県知事	十一～十三 (略)		
給付費又は特 額障害児入所 所給付費、高 児童福祉法に よる障害児入	(略)		
事 都道府県知	(略)	都道府 県知 事等	
者 者關係情報 又 る情報、障 害	(略)	児童福祉法に よる障害児入 所支援に關す る情報、障 害	障害者に關す る情報（以下 「障害者關係 情報」とい う。）又は難病 の患者に対す る医療等に關 する法律によ る指定難病要 支援者證明事 業の實施に關 する情報であ つて主務省令 で定めるもの

十四 府県 知事	十四 都道 (略)	十一～十三 (略)	
給付費又は特 額障害児入所 所給付費、高 児童福祉法に よる障害児入	児童 福祉 法に (略)		
事 都道府県知	事 都道府県知 (略)	都道府県知 事等	
害者関係情報 る情報又は障 所支援に關す 児童福祉法に よる障害児入	児童 福祉 法に (略)	生活保護關係 情報又は中国 援給付等關係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	的障害者に する情報（以 下「障害者関 係情報」とい う。）であつ て主務省令で 定めるもの

四 十五 (略)	定入所障害児 食費等給付費 の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの								
(略)									
(略)	臣 内閣総理大臣	事等	都道府県知事	法務大臣					
(略)	で定めるもの で定めるもの で定めるもの で定めるもの	公的給付支給 等口座登録簿 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	生活保護関係 情報又は中国 人等支	戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの	施に関する情 報であつて主 務省令で定め るもの	難病要支援者 証明事業の実 績による指定	等に関する法 律による指定	は難病の患者 に対する医療

四 十五 (略)	定入所障害児 食費等給付費 の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの								
(略)									
(略)	臣 内閣総理大臣	事等	都道府県知事	法務大臣					
(略)	で定めるもの で定めるもの で定めるもの で定めるもの	公的給付支給 等口座登録簿 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	援給付等関係 情報であつて 主務省令で定 めるもの	生活保護関係 情報又は中国 人等支	戸籍関係情報 であつて主務 省令で定める もの				であつて主務 省令で定める もの



災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの

小児慢性特定疾患医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給若しくは指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報で

災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの

小児慢性特定疾患病療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第二項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて、主務省令で定めるもの

				市町村長	令で定めるもの
都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附	情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	

			市町村長
都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

臣 厚生労働大	事 都道府県知	(略)	村長	都道府県知 事又は市町
臣 厚生労働大	都道府県知	(略)	都道府県知 事又は市町	障害者自立支 援給付関係情 報であつて主務 省令で定めるも の

臣 厚生労働大	七十九 生労働大 （略）	五十七 十八の二 （略）	（略）	（略）
臣 厚生労働大	事務省令で定められるもの	都道府県知	村長	都道府県知事又は市町
係情報であつ	失業等給付関	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

八十（百七） (略)	百八 都道府県知事 又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)
定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者報、介護保険給付等関係情報	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報	都道府県知事	(略)
定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者報、介護保険給付等関係情報	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報	都道府県知事	(略)

略) 百九十九 一一 (								
(略)								
(略)	臣 内閣総理大	厚生労働大臣又は日本年金機構	都道府県知事等					
(略)	関係情報でつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿	国民年金法による障害基礎年金の支給にあつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	援者証明事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	指定難病要支援

略) 百九十九 一一 (								
(略)								
(略)	臣 内閣総理大	厚生労働大臣又は日本年金機構	都道府県知事等					
(略)	関係情報でつて主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿	国民年金法による障害基礎年金の支給にあつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	援者証明事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	指定難病要支援

[REDACTED]

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄）（附則第三十六条関係）  
**【令和五年四月一日施行】**

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（認定の取消し）  第十一條 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条、第十八条第七項第一号、第二十条の五第二十一項第一号及び第二十四条の二第三項第一号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。	（認定の取消し）  第十一條 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条、第十八条第七項第一号、第二十条の四第二項、第二十条の五第二十一項第一号及び第二十四条の二第三項第一号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。
2・3 （略）	2・3 （略）

（障害者の雇用の促進等に関する法律の特例）  
**第二十条の四** 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域障害者雇用創出事業（国家戦略特別区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げるもの（当該国家戦略特別区域内のみに事業所を有するものに限る。）であつて、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下この条において「障害者雇用促進法」という。）

）第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項又は第四十五条の三第一項の認定に係る子会社（障害者雇用促進法第四十四条第一項に規定する子会社をいう。）、関係会社（障害者雇用促進法第四十五条第一項に規定する関係会社をいう。）、関係子会社（障害者雇用促進法第四十五条の二第一項に規定する関係子会社をいう。）又は組合員たる事業主（障害者雇用促進法第四十五条の三第一項に規定する組合員たる事業主をいう。）であるものを除く。以下この項において同じ。）が、障害者の雇用の機会の創出を図る事業をいう。以下この項及び別表の八の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域障害者雇用創出事業の実施主体として当該区域計画に定められた有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合（中小企业者のみがその組合員となつていてこと、当該国家戦略特別区域内のみに事業所を有していることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものに限る。次項において「特定有限責任事業組合」という。）を、障害者雇用促進法第四十五条の三第二項に規定する事業協同組合等（次項において単に「事業協同組合等」という。）とみなして、障害者雇用促進法の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「三 雇用促進事業の実施時期」とあるのは、  
四　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の四第一項に規定する特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合に講ずることが必要な措置として厚生労働

省令で定める措置のうち、当該特定有限責任事業組合が講ずることとするもの」とする。

2

厚生労働大臣は、障害者雇用促進法第四十五条の三第七項に規定する場合のほか、前項の規定により事業協同組合等とみなされた特定有限責任事業組合について同条第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る特定有限責任事業組合が前項の厚生労働省令で定める要件を満たさなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

別表（第二条関係）

項目	事業	関係条項	第二十条の四	(略)	八の四	(略)	八の五	(略)	八の五	八の五	(略)	八の五
事業	(略)	(略)	(略)	削除	(略)							

別表（第二条関係）

項目	事業	関係条項	第二十条の四	(略)	八の四	(略)	八の五	(略)	八の五	八の五	(略)	(略)
事業	(略)	(略)	(略)	(業)国家戦略特別区域障害者雇用創出事	(略)							

○

労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）（抄）（附則第三十八条関係）  
【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定就労継続支援を行う組合の特例）</p> <p>第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十五項に規定する就労継続支援に係る同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス又は同法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービス（以下この条において「特定就労継続支援」という。）を行う組合については、当分の間、特定就労継続支援を受けれる者は、第八条第二項に規定する組合の行う事業に従事する者の総数に占める組合員の数の割合の算定の基礎となる組合の行う事業に従事する者及び組合員に算入しない。</p>	<p>（特定就労継続支援を行う組合の特例）</p> <p>第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十四項に規定する就労継続支援に係る同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス又は同法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービス（以下この条において「特定就労継続支援」という。）を行う組合については、当分の間、特定就労継続支援を受けれる者は、第八条第二項に規定する組合の行う事業に従事する者の総数に占める組合員の数の割合の算定の基礎となる組合の行う事業に従事する者及び組合員に算入しない。</p>

○

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）（抄）  
 （附則第三十九条関係）【令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
<p>（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）</p> <p>第九条　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十五条第二項を次のように改める。</p> <p>2　基金は、前項に定める業務のほか、次の業務を行うことができる。</p> <p>一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十三条 第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十 九条の二十第三項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の 三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法（昭和四十年 法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を 含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十 八号）第十五条第三項（同法第二十条第三項において準用す る場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法 律（平成六年法律第百十七号）第十五条第三項若しくは第二 十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項、心 神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察 等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三 項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法 律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三</p>	<p>（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）</p> <p>第九条　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十五条第二項を次のように改める。</p> <p>2　基金は、前項に定める業務のほか、次の業務を行うことができる。</p> <p>一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十三条 第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十 九条の二十第三項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の 三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法（昭和四十年 法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を 含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十 八号）第十五条第三項（同法第二十条第三項において準用す る場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法 律（平成六年法律第百十七号）第十五条第三項若しくは第二 十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項、心 神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察 等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三 項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法 律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三</p>			

号) 第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することができる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求めるときは、意見を述べること。

二 生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(同法第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第十九条の二十第四項(同法第二十二条の二、第二十二条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合は第二十条第二項、児童福祉法第十九条の二十第四項若しくは第二十二条の二、第二十二条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うこと。

三 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年

号) 第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することができる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求めるときは、意見を述べること。

二 生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(同法第二十条第三項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十二条の二、第二十二条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合は第二十二条の二、第二十二条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うこと。

三 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年

法律第二百二十三号) 第二十九条の九又は麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十五の規定により、これらの規定に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。

五 生活保護法第八十条の四第一項の規定により情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託されたときは、その収集若しくは整理又は利用若しくは提供に必要な事務を行うこと。

第十六条第一項中「第二項」を「第二項第三号及び第四号」に改め、「第三項の審査」の下に「並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務」を加え、「の審査を除く」を「に係るものを除く。次条及び第十八条第一項において「審査等」という」に改める。

第十七条中「審査に」を「審査等に」に、「審査の」を「審查等の」に改める。

第十八条第一項中「の審査」を「に係る審査等」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第二項及び」を「第二項第一号、第三号及び第四号並びに」に改める。

第二十一条第一項中「第二項」を「第二項第三号及び第四号」に改め、「の審査」の下に「並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務」を加える。

第二十六条中「第十五条第二項」を「第十五条第二項第一号から第四号まで」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号から第四号まで」に改める。

法律第二百二十三号) 第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十五の規定により、これらの規定に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。

五 生活保護法第八十条の四第一項の規定により情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託されたときは、その収集若しくは整理又は利用若しくは提供に必要な事務を行うこと。

第十六条第一項中「第二項」を「第二項第三号及び第四号」に改め、「第三項の審査」の下に「並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務」を加え、「の審査を除く」を「に係るものを除く。次条及び第十八条第一項において「審査等」という」に改める。

第十七条中「審査に」を「審査等に」に、「審査の」を「審查等の」に改める。

第十八条第一項中「の審査」を「に係る審査等」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第二項及び」を「第二項第一号、第三号及び第四号並びに」に改める。

第二十一条第一項中「第二項」を「第二項第三号及び第四号」に改め、「の審査」の下に「並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務」を加える。

第二十六条中「第十五条第二項」を「第十五条第二項第一号から第四号まで」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号から第四号まで」に改める。

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）  
（附則第四十条関係）【令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正） 第二百三十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（ 昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正す る。</p> <p>第二十四条第一項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑 」に改める。</p> <p>第五十二条、第五十三条第一項、第五十三条の二及び第五 十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p>	<p>（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正） 第二百三十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（ 昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正す る。</p> <p>第二十四条第一項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑 」に改める。</p> <p>第五十二条、第五十三条第一項、第五十三条の二及び第五 十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p>

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第四十一条関係）  
【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

改  
正  
案

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法、社会

福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（

昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者

福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百八十三号）、心神喪

失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関

する法律（平成十五年法律第二百十号）、障害者の日常生活及び

社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百

二十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護

保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大

正十一年法律第二百二十四号）、健康保険法（大

正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十

三号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律

第八十号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九

年法律第七十七号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二

十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）、年

金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第二百五号）

、日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）及び厚生年金保

険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十

九年法律第二百三十一号）の規定によりその権限に属させられた

事項を処理すること。

現  
行

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法、社会

福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（

昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者

福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百八十三号）、心神喪

失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関

する法律（平成十五年法律第二百十号）、介護保険法（平成九年

法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百

二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険

法（昭和十四年法律第二百二十四号）、健康保険法（大

正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十

三号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律

第八十号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九

年法律第七十七号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二

十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）、年

金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第二百五号）

、日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）及び厚生年金保

険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十

九年法律第二百三十一号）の規定によりその権限に属させられた

事項を処理すること。

2  
(略)

2  
(略)

○ こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）（抄）（附則第四十二条関係）

【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
2 ・ 3 （略）	2 ・ 3 （略）	2 ・ 3 （略）	（こども家庭審議会）  第七条 こども家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（略） 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号） ホトト（略）	（こども家庭審議会）  第七条 こども家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（略） 五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 イハ（略） 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号） ホトト（略）